

平成19年 第4回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成19年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(23名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	14番 江藤 明彦君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(3名)

3番 立川 剛志君	13番 佐藤 正君
15番 佐藤 人巳君	

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君
書記 馬見塚量治君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
収納課長	佐藤 利幸君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	野上 安一君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
西庄内保育所長	三重野裕次君	挾間保育所長	生野 妙子君
健康温泉館長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
環境課長	平野 直人君	商工観光課長	吉野 宗男君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	湯布院地域振興課長	河野 隆義君
教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	高田 英二君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	消防長	二宮 幸人君
代表監査委員	宮崎 亮一君	教育委員長	二宮 勝利君

午前10時00分開議

議長（三重野精二君） 皆さんおはようございます。議員及び市長始め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。立川議員、佐藤人巳議員が入院のため欠席です。また、佐藤正議員が通院のため欠席、丹生議員から午前中の欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長並びに代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により行いますが、総務課長より議案の訂正の申し出が出ていますので許可をいたします。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） おはようございます。総務課長でございます。きょう朝、議員さん

のお手元の方に総務課からのおわびと訂正方についてという文書を配付させていただいております。このことについて御説明申し上げ、おわび申し上げたいと思います。

実は、議会初日の前に全員協議会を開催させていただきまして、その中で給与費の明細につきまして、初任給の欄でございましたけども、訂正のお願いを申し上げました。そのときに行政職の数値17万8,800円を18万5,800円に訂正をお願いしたいということでお願い申し上げましたが、その訂正が正しくございませんで、実際は国の制度の方を17万2,200円にということでございました。精査が足りずに議員の皆様には再訂正ということで、大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げたいと思います。

なお、今お配りしましたおわび文でございますけども、一番最後の水道事業会計がございます。91号となっておりますが93号でお願いいたします。大変申しわけございません。

一般質問

議長（三重野精二君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また、節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、8番、西郡均君の質問を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 8番の日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

今、総務課長から訂正のお願いが出されました。その国の制度の数値そのものも違っているんじゃないかというのを改めて御確認いただきたいと思います。17万9,200円、現行がです。そして、新たに今度改定するのが18万1,200円ということで、次回、この議案が出たときに、きちんとその辺は申し上げたいというふうに思います。

さて、市長の行政報告を聞いて気になる点がありましたのでお尋ねをいたします。11月1日に大分県庁で在沖繩米海兵隊の実弾射撃訓練の協定調印、いわゆる1997年の10月23日、あるいは2002年の9月17日に続いて3回目の協定の改定なんですけども、その行われたことが報告されました。

内容については、前回、前々回と議論してきたところではありますが、それにかかわって気になる点があります。

実は、10月の日出生台演習場対策特別委員会で、今年度は海兵隊の射撃訓練はないし、同時に射撃訓練のない年に行われる日米共同統合演習もこの日出生台では行われぬということをおっしゃってございました。私もそのように聞かれる人には答えておりました。

ところが、11月になってすごい部隊の落下傘部隊がC1輸送機から降下するのを目の当たりに見た市民から、共同訓練は行われているんじゃないかという問い合わせがありました。早速、湯布院の地域振興局にお尋ねしましたが、そういう通知はないと。そして、気になるので、私自身も平和委員会にお尋ねしたところ、統合幕僚監部というところが11月2日から16日までの統合演習計画の中で、その一部として日出生台においても、これは陸上自衛隊だけによることなんですけども、島国侵攻対処訓練を行うというふうな公表があるそうでありました。

気になるのは、米軍が来ないから共同訓練がないというんじゃなくて、こういう統合訓練の環境でこういう訓練が行われているということ自体が、自治体が知らないということは私はどうも解せないの、実際に本当に知らなかったのか。それとも知っていて議員の問い合わせに、そういうことは別に米軍との共同訓練でないから伏せていたのか、その辺も明らかにしてほしいというふうに思います。

次は、提案理由を聞いて幾つか気になることということで2点上げました。

議案の順番は逆になるんですが、議案第83号で由布市交流体験施設条例の一部改正というのが提案されました。これは由布市海の家つるみという体験研修施設を行政財産から普通財産にかえると、そして払い下げを行うためであるという市長自身の提案理由の説明が行われました。

問題は、その後で担当課、これは教育委員会の次長なんですけれども、行政財産を普通財産としという部分を削除をして、後で、その訂正した議案を配付したいということの申し出がありました。本来なれば、既に市長が提案理由で説明で述べた部分を担当課長が詳細説明で、その部分を削除しますなどということは通常では考えられないんです。それを議長自身も許可しましたので、私としては、これは議会運営上やはりきちっと市長の提案理由の中からその部分を削除する旨の手続きをとらない限りは、これは有効ではないというふうに思います。

しかし、先ほどの総務課長の給与費の訂正のことも同じなんですけども、1回提案したものを訂正する場合、それに理由がどうであったのかということをしきりと述べないと、聞いている者は何のことかわからないし、下手をすれば理由もないで何回も訂正が繰り返されるということは考えられます。したがって、今後こういう削除する場合、うっかりとかいろいろありますけれども、何らかの理由があった場合はその理由を明確にしてほしいというふうに思います。そういう安易な取り扱いというのを許してはならないというふうに思いますので、この取り扱いについては後で検討されるであろう議会運営委員会でも慎重に御審議をお願いしたいというふうに思います。

次に、議案はさかのぼりますが、81号で由布市小学校の設置に関する条例の一部改正というのが出されております。これは石城西部小学校の廃校を提案したものでありますけれども、市長は提案理由の説明の中で、小学校を廃校し挟間小学校へ統合するための条例ですというふうに言われました。

石城西部小学校は、今は北浜小学校に行っておりますけれども、別府市の内成も含めて内成小学校として100年以上の歴史を持つ小学校であります。同時に今回のこの議会でこれが廃校になれば、将来ずっとにわたって教育機会はその地域では別の場所で受けなければならないという重要な問題であります。今議会でこういう問題を性急に取り扱うというのは私はやってはいけないんじゃないかというふうに思います。

実は、教育委員会は学校の適正規模について答申をして、答申の答えが出ましたけれども、教育委員会としては具体的な統廃合の計画について改めて計画をきちっとして、それに関連するいろんな付随する問題もありますから、慎重に検討して、早急にそれを皆さんにお知らせするというようなことを全員協議会の場で説明されました。私もそういう計画書なるものが先に出て、そして1校ずつそれに適合するところに議案になってくるのかなど。あるいは一遍に議案になることもあるかと思っておりますけれども、合意すればですね、関係者が。そういうふうに思ったら、急遽石城西部小学校だけ廃校の議案が今議会に出されました。

教育委員会が実際、その後の問題についてどういうところまで議論したのか私には全くわかりません、そういう報告もありませんから。だから学校そのものが廃屋になるのか、それともそういう家屋の管理はどうなるのかとか、あるいはまた、学校区の問題にいたしましても、挟間小学校といえば、石城西部からは飛び地であります。間に由布川小学校区があります。そういうことを考えたら、学校区の再編についても検討するというのは教育委員会から伺っていました。しかし、結論はまだ何も聞いていません。

そういう点でいえば、余りに短兵急じゃないかと思うんですけれども、一つは、対象になっている9校のうち、石城西部小学校だけが突出して提案された理由の中に、地元からの要望ということを上げられました。その要望書なるものも私たち目にしたことがないんです。本来こういう議案にそういうことで出されるというのであれば要望書を添付すべきであったんじゃないかというふうに私は考えてるんですが、教育委員会のこの議案を出した、設置するかしないかは市長の権限なんですけれども、この教育の根本にかかわる問題は基本的には教育委員会が決定しなければ、市長もそういう提案しませんので、教育委員会もこれに対してわかる範囲、市長の説明の後に補足をさせていただきたいというふうに思います。

次に、監査委員さんが監査報告をした都度、質疑をさせてもらえればわざわざ全員協議会に呼ぶ必要もないんですけども、毎回おいでを願ってます。今回も例月出納検査結果で気になることについて2点お尋ねいたします。

1つは、検査結果報告の中に10月2日分です。8月末の現金について出納検査をするという中で、検査結果の指摘といいますか、中に収納関係課間の共通認識を持つために打ち合わせの場を持つことが必要でないか検討をお願いしたいというふうに書いてます。しかし、これではわか

らんです。後で触れますけれども、あなたの検査結果報告書がすべてこういう調子なんです。大体言ってることはわかるんですけども、何のことを言ってるんだろうという、そういう報告書なんです、ほとんどが。

そこで具体的にお尋ねしますけれども、どこの課とどこの課がどんなことを共通認識として持ってほしいのか。具体的にこの場で教えていただきたいというふうに思います。

次に、10月26日、例月出納検査としては最後の出納検査なんですけども、その検査が行われるまでの水道課の水道事業会計資金予算表の執行済額、これまで気になっていたんですけども、私も思い切ってこの例月検査が行われる前に水道課にそのことをお尋ねいたしました。そしたら、執行済額が確かに今までの書き方は間違っていましたということで、直近の3カ月分訂正して今回の資料に添付されております。しかし、こういうことは私が言うのではなくて、やっぱ監査委員が日ごろから見てるわけですから、おかしいところはきちっと気づくべきではないかというふうに私は思うんですけども、その点についてどうして今まで見過ごされてきたのか、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、監査計画と監査諸報告の問題点ということで指摘をしましたが、これまで監査計画の中に行政監査をきちっと位置づけるようお願いしてきましたけれども、法的にそこまで何とかかんとか言いながらこれまで具体的な計画書も出ませんでした。しかし、余りうるさいのか、ついに行政監査を行って、今回行政監査の結果についてという報告書を出していただきました。それには敬意を表します。しかし、監査の結果をずっと読んでみると、見直しを求めた、検討を求めた、検討を求めた、検討を求めた、検討を求めたということで、何をというところで、何の問題があって、その検討を求めたのかがほとんどわからないんです。

2つほどお聞きしたいんですが、一つは行政監査、これからも行き当たりばったりで思いついたことをやるのか。それとも、来年度はきちっと計画を定めて計画的にやろうと考えておるのかどうか一つ。

それといま一つは、今言いましたように、指摘事項でどこにどんな問題があるから見直しを求めたとか、検討を求めたとか、そういうあなたが収納関係課間で求めたように、議員とあなたの共通認識が持てるような、そういう報告書にさせていただくことができるかどうか、その2点についてお尋ねをいたします。

以上について、市長並びに監査委員、あるいは補足があれば関係課長の答弁を求めますし、再質問はこの場で行います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。一般質問第1日目となりまして、質問者西郡議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の陸上自衛隊の訓練に関する質問でございますが、日出生台演習場実弾射撃訓練実施日程は、毎月、事前に湯布院駐屯地業務隊長から文書で通知をいただいております。

議員さん御指摘の訓練につきましては、11月実施のようでございますが、由布市が毎月いただいております日程表、11月分では確認できません。日程表については、先月、議員さんから依頼がありましたので、早速11月14日に議会事務局を經由してお届けしております。訓練内容につきましては、その資料のとおりでございます。

次に、議案第83号に関する提案理由において、私の方から「行政財産から普通財産とし、払い下げについて条例改正」との文言を入れた説明を申し上げたところであります。この点につきましては議会の直前の修正でありまして、結果として提案理由の議案説明が一致をいたしませんでした。大変御迷惑をおかけしたと考えております。この席において初日の議案第83号に関する提案理由の説明文から「行政財産から普通財産とし」を削除する訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、議案第81号についてでございます。100年以上の歴史というものは、だれしもが深く認識していることは言うまでもございませぬ。そうした中で、提案理由でも申し上げましたけれども、PTA並びに校区内自治委員の連盟で石城西部小学校の閉校に伴う要望書が出されていることは、私自身重く受けとめていかねばならないと考えております。

要望に至る理由といたしまして、平成16年から地域住民が一体となって協議をしてきた結果、今後の子供たちの学習環境、教育効果の向上を第一に考えて、保護者、地域住民で十分議論をし、検討を重ねた結果、閉校やむなしの決断をしたとありました。まさに地域の方々にとっては苦渋の決断であったと思っております。その要望にこたえるとともに、将来を担う子供たちのためにもできるだけ早く教育環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。後は監査委員の方から答弁をいたします。

議長（三重野精二君） 宮崎代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） おはようございます。それでは、西郡議員さんの御質問についてお答えさせていただきます。

1番目に、10月2日に行った例月出納検査で収納関係課間の共通認識を持つために打ち合わせの場を持つことを提案されているが、どこの課とどこの課でどんなことを共通認識として持つてほしいのか、具体的にさせていただかないと何のこともさっぱりわからないとの御質問ございました。

収納関係課というのは、事務の中に収納の取り扱いがある課で、収納課、保険課、建設課、福祉対策課、水道課等で、共通認識を持つとは、各課間で滞納者の情報交換等を行い、由布市全体としての収納率向上に効率的、組織的に取り組んでいただきたいということでありませぬ。

2番目に、11月26日の例月出納検査まで水道事業会計資金予算表の執行額が違っていた。水道課に直接言ったら、過去にさかのぼって訂正され、今回の資料として添付されている。本来、監査委員が気づくべきではないのかとの御質問でございますが、御指摘のとおりでございます。

次に、今回監査報告に具体化されていなかった行政監査が初めて行われ、その結果報告がされている。これからも思いつきでやるのか。それとも、来年度からは計画的にしようと考えているのかとの御質問でございますが、来年度の監査計画につきましては検討中であり、来年度も法に基づいた監査を行ってまいります。

次に、指摘事項で見直しを求めた、検討を求めたがほとんどだが、どこにどんな問題があるのかという部分が欠落している。問題意識を共有できない報告書になっているとの御質問でございますが、今回は監査を行うときに執行部に問題点を理解してもらいますので、問題はないと考えます。指摘事項の表現については、今後検討してまいります。

以上であります。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それでは、最初の何ですか、11月実施の予定表は14日の方にこっちに配付したということなんです、私以外の全員に配ったということなんです。私はもらってないんだけど。その前にはもらってるけど。

議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） この予定表につきましては、西郡議員さんだけしか渡しておりません。議員さん全員には渡しておりません。

議員（8番 西郡 均君） 14日にやったのはだれにやったのかな。

議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 日にちについてはちょっとずれがあるかもしれませんが、それも（発言する者あり）はい。

議員（8番 西郡 均君） それならいいんです。

もちろんその予定表を見て私もわかったんですけども、市民が見たのは3日、4日なんです。ところが予定表といいますが、予定表の中には3日、4日でやはり該当して落下傘部隊が降下しておりました。しかし、その後統合幕僚監部が出した11月5日から16日までの統合演習計画、これは5日からですから、3日、4日の分は当然それに該当しないということで、これは自衛隊独自のものであるということは振興局の資料でこちらも確認できました。

問題は、そういう共同演習のことは一切振興局に知らされていないということが私は非常に疑問に思ったので、今回の質問に入れたわけなんですけども、事実何も知らされていないんですか。その自衛隊のそういう演習で、要するに住民の避難を促すための資料みたいですね。それ以外のこ

とについて、その共同演習というこういう重要な問題について、こういう訓練を行いますということが全然通知がないのかどうか、その辺。何か極秘事項になっとなって、議会には言えないというようなことをまた言われてるんかどうか、前にもそういうことが何回もありましたけども。そこ辺ちょっとはっきりしてほしいんですが。

議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 特段の意図はなくて、私たちの方にも、市長が答弁いたしましたように、日程表以外の情報は入っておりません。

議員（8番 西郡 均君） もちろんこれはオープンになってることでありますから、そんなに目くじら立てる必要はないかと思うんですけれども、余りにもちょっと駐屯地にやっぱり厳しく言ってほしいんです。統合幕僚監部がこういう公表してることであっても、当湯布院地域にかかわることについて、由布市にかかわることについてはきちっとお知らせしてくれと、何かみっともないですよ、これ。そして問い合わせがあって、やっぱそういうのも含めて住民にお答えをできるという体制にならないと、うちではよくわかりませんでは、これどうしようもないんで、改めてそのことをお願いしたいんですが、市長、答弁をお願いします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その点につきましては、今後、向こうと話し合っていきたいと思います。

議員（8番 西郡 均君） お願いします。

次に、大変失礼でありますけれども、答弁の場を借りてとか、訂正をするていうのは、これはいささかちょっと不見識というか、私にとっては許されないんですけどね。やっぱりきちっと先ほど言いましたように、訂正する場合は議長に許可をとって、これこれこういう理由で訂正いたしますということを、次の本会議で改めてやっていただきたいというふうに思います。

次の議案81号の石城西部小学校の廃校の問題なんですけど、先ほども質問の答弁の中でも改めて強調されました。PTA、自治委員の連盟の要望書、あるいは保護者や地元の人たちの決断に報いたいということでありました。であれば、やっぱり教育委員会として、そういうものを本当に担保する事実はどうなんだという資料をきちっと添付すべきではないかというふうに私先ほど言ったんですけども、それについて教育長でも教育次長でもどちらでも結構ですけども、きちっとお答えをお願いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長です。8番議員にお答えします。議案に添付ということでありますけども、要望書を議案にまで添付する必要はないということでありますので、この経過につきましては、今先ほど市長が言いましたように地元の要望書も提出されております。それでまた、文教厚生委員にも詳しく説明したいと思っております。

以上であります。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 私は文教厚生委員ですから、別にもらうから構わないんですけども、私はほかの議員に対してやっぱり失礼だというふうに思うんです。議案でその提案が主要な部分を占める部分であれば、やっぱり参考資料としてそれをお示しするというのが当然の誠意だというふうに思います。誠意がないという点は確認できました。

次に、監査委員にお尋ねいたします。私の質問文を最後まできちっと読んで、間違いをまた訂正されて読み直して、答えは非常にいい加減なんですね、答弁の部分は。もちろん 1 点目の共通認識を持ってもらいたいという意味は、滞納者の情報交換をしてほしいということみたいですね。だからそういうことをやっぱりきちっと書けば何のこっちゃわかるんですけども、等というのも、収納、保険、建設、云々かんぬん等ということで、結局何かわからん収納関係課の状況になったんですけども、私は具体的に提案するのなら、これこれこういうものをこういう形で関係課間で協議してくれということ具体的に示すべきだというふうに思います。

先ほども言いましたように、後の定期監査並びに行政監査においても指摘事項は全くそういう書き方であります。検討することにやぶさかではないと言いますがけれども、やはり読んでよくわかると、そして監査委員と同じような共通認識に立って、具体的に議員自身も執行部に対してきちっとその辺を指摘できるというような報告書に努力をしていただきたいというふうに思います。

時間は 30 分しか使ってません。以上で一般質問を終わります。

議長（三重野精二君） 以上で、8 番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....

議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は 10 時 45 分から。

午前10時33分休憩

.....

午前10時44分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、19 番、小野二三人君の質問を許します。小野二三人君。

議員（19 番 小野二三人君） おはようございます。19 番、小野二三人でございます。通告順に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、さきの臨時議会におきまして議長になられました三重野精二氏、副議長の丹生文雄氏に心からお喜びを申し上げますとともに、これからの手腕を大いに期待をいたしたいと思います。と同時に、初代の後藤議長、それから久保副議長にその御労苦、感謝と敬意を改めて表したいと思っております。本当に御苦労さまでございました。

さて、2007年の暦も師走に入りました。本当に月日のたつのは早いものでございます。諸説紛々、かんかんがくがくの末、廃置分合によって新生由布市が誕生して2年がたちました。そこで合併後の2年間を振り返ってみますと、行財政、特に財政状況は殊のほか厳しく、18年度の当初予算は大幅な基金の取り崩しによる資金繰りで、何とか危機を脱出した経緯もあり、これを脱却するため、18年度から22年度までの5カ年にわたっての中期財政計画の策定は公正な財政運営、すなわち予算執行の執行管理のずさんさを改める意味でも重要でありました。

こうした中、私自身この2年間山積する行財政各般にわたる諸課題について、市長並びに関係する部課長に質問をし答弁をいただきましたが、今回特に18年度は本市にとって初の通年決算となりましたので、前段は18年度の通年決算を通じての財政分析、新年度予算に向けて私なりに検証し、行財政改革大綱をもとに幾つか項目を上げ、質問をいたしたところでございます。

質問項目は大きく2つに分けております。1つには、18年度決算を振り返って行政の効率化に向けての検証。2つ目は、方向を変えまして、道路の施設整備についてでございます。

この質問の背景には、決算認定の際論じておりますので、一部割愛をいたしますけれども、財政運営の健全性は申すまでもありませんが、財政収支に端的に表現されるわけで、プライマリーバランス、つまり収支の均衡が保たれて財政が健全であるわけでございます。単純に言いかえれば、予算執行において収支の把握に努め、形式収支に不均衡を来たすことのないように努めなければならないし、実質収支において黒字額が減少したり、赤字額がふえたりするような傾向が見られるようになった場合は、財政健全化に対する警鐘と考えなければならないとされております。

赤字は破局的現象で、不健全な証左でございます。これだけは絶対に避けなければなりません。財政当局も十分このことは理解しておることでしょうし、決算を通じ年度年度の実質収支の動向、動態に意を払い、19年度の市長の施政方針で述べているしっかりした行財政基盤をつくることが重要であるとしておりますし、また、行財政改革実施計画においても行財政運営のあり方を聖域なく検証すると明言しておりますので、どうか財政運営の反省と、将来の計画的財政運営に今後とも極力細心の意を払っていただきたいものでございます。

ただ、行革の視点として、行政サービスは低下させない、行政管理面の見直し等々の幾つかありますが、歳出カットが目的ではないと、これは手段であります。厳しい予算であろうとも、3町が持つ地域の特性、特色を生かすためにも、知恵とアイデア、創意工夫によって行革を進める中で、伸ばすところは伸ばすということも大切であります。そうしないと、地域も行政も停滞することが懸念されますので、このことにも十分意を払っていただきたいと思っております。これもかつて行財政の効率化に向けての対策ということで、悪化する財政基盤をどう強化し立て直しを図るか、その対策を具体的に質問をした経緯があります。

そこで、こういった観点、視点から、質問項目の1つとして、18年度決算を振り返って行財

政の効率化に向けての検証と題し、本市行革大綱に基づいて極めて単純に次の項目について質問いたしたいと思います。

まず1点目、財政調整基金等の繰り入れをしない予算編成の実現はどうであったかどうか。これについては今後の見通しと考え方についてでも結構でございます。

次に、2点目として、経常収支比率、人件費比率、公債費比率、基金積立は目標数値に対してどうであったかどうか。

以下、18年度決算に対し、今後の考え方を示していただきたいと思います。

この質問は、御承知のとおり財政運営の効率化には最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則があります。つまり個々の行政の単位費用を最少にし、経費支出の効率化ということの視点に立って、どのような考えを持っているのかどうか伺いたいということから質問したところでございます。

そこで2点目のこのことについて順を追って伺います。

まず、イとして、経常収支比率についての数値目標について伺います。参考までに申しますと、18年度は御承知のように94.9%でございました。危険信号は御承知のように90%となっております。

次に、ロとして、人件費比率については何%が妥当かは承知をしておりますけれども、財政支出に占める割合は低いことにはこしたことはないわけでございます。要は、後年度の財政負担から考えれば、事務事業における職員数の動向、給与の適正化がどうかであろうし、その他の要因もまたあるかと思えます。

大綱では、市の規模に見合った組織、機構を求めるとしてあります。こうしたことから考えれば、人件費の割合は一般財源ベースからしてどの程度に設定していくのが妥当かどうかを伺いたいと思えます。

次に、ハとして、公債費比率についてですが、これは常々質問の種になっておりますけれども、本市は13.4%であります。この比率が10%以内であれば財政の弾力性を阻害するには及ばないとされておるようでございます。

申すまでもなく、地方債収入は後年度にその償還費が大きな財政負担になることは言うまでもありませんし、特に、本年度は優良債とはいえ、合併特例債を財源としての果実運用型の地域振興基金も含まれておりますので、これらも含めて将来における償還能力を十分考慮し、公債費に対する配慮がなおざり視することのないよう努めてほしいと思えます。地方債の発行についての配慮と、公債費比率の数値目標を改めて伺います。

次に、基金についてでございますけれども、法規定により必ず条例の定めによりとされております。その管理については目的に応じて確實、かつ効率的な運用とされております。そしてさらに

地財法の規定では、決算において剰余金が生じた場合、2分の1を下回らない範囲で積み立て、また繰り上げ償還財源に充てなければならないとされており。

このことにより、本市の基金積立は、数値目標がどの程度が適当かは歳入、なかんずく税収入の構成そのものが景気変動によって影響を受けやすい要素もあります。そういうことで、異なってくると思いますけども、これまでの経験、決算統計等々踏まえ、適当な規模を積み立てておくことが肝要であろうかと思えます。

そこでこのことを含め次の3点を伺います。

まず、財政調整基金及び減債基金は一般財源に対する割合でどの程度が適当かどうか。

次に、年度間の財政調整として、財政調整基金の運用があるほか、地方債の繰り上げ償還がありますが、条件の悪い地方債を繰り上げ償還することが必要と思われる。これについては今財政基盤の強化ということで中期財政計画のさなかであります、今後の考え方を伺いたしたいと思います。

次に、行政水準の向上についての考え方について伺います。今行政水準という言葉は一般的によく使われています。その意味するところは行政活動の分野が広範多岐にわたっているため、これまた難しいことですが、普通に考えれば、行政水準という場合、住民に対する行政サービスの度合いだと思っております。

換言すれば、歳出に対して住民福祉にどれだけ増進され、住民生活にどれだけ便益をもたらしているか。また、行政需要にどれだけこたえているか。いわば支出効果という費用対効果がどれだけあるかがポイントになるかと思えます。行政水準の測定には、施設整備の状況でありますところの道路だとか、橋梁、公園、上下水道、し尿、ごみ処理施設等の整備、また非施設整備的サービスの2つに分類されると思うのですが、来る年も来る年も窮余の一策で、財政当局も四苦八苦の予算編成でございました。

さきの9月定例会の道路財源の確保に対する質問です。これの答弁で市長より通年予算として当初から計上できないと言われておりましたし、まさに現時点では困難かと思えますが、常に行政水準が行政需要に対しどれだけこたえているか、行政に対する要請はどこにあるのか的確に把握しておくことが必要であります。

合併したらよくなるかと思っていたら、よくなるどころか厳しくなるばかりという言葉がよく聞かれます。一方では、合併しなかったら単独ではまだ厳しくなっているという論ずる方もおられるようですが、合併した以上は大同団結、心を一つにし、一步でも二歩でも前向きに住民の望むところをすべてを一時に解決することは不可能でございますけども、財政構造の抜本的改革で現下の危機を乗り切りたいと思うのでございます。

したがって、財政状況の実態を今後も十分把握、分析する中で、ハード事業における重点的、

効果的事業、つまり足元からできる身近な事業から執行していただきたいと願っております。20年度予算編成も間近でございます。以前にも申したことがあります、予算編成は政策形成の場であります。その良否は由布市全体のまちづくりの評価につながりますし、市長には厳しい財政事情はよくわかりますけども、3年目に入りました。行財政全般にわたってのその真価が問われます。3万6,000の由布市民が何を求めているか。いかに急用な行政需要であっても財政という枠がなければ、財源という枠がなければ有効に対策はとることができないことは百も承知しております。示されております由布市行財政計画実施計画を忠実に実行する中で、また、収支の均衡、財政構造の弾力性の確保を図る中で、行政水準の確保、向上に努めてほしいものだと思います。

以上、18年度の決算を振り返り、行財政の効率化に向けての検証という位置づけで質問いたしましたわけでございますけども、要は、予算がその執行過程において十分な付加価値を加え、財政統制的な機能が果たされ、予算執行の決算において収支均衡が保たれば、赤字決算は避けられることとなりますので、行財政改革大綱のもとに、財政構造の弾力性の確保、すなわち財政運営の健全性確保に努めていただきたいと、保持に努めていただきたいと思います。

ただ、さきに基金のところでも触れましたが、地方公共団体は申すまでもなく、営利団体ではありません。剰余を必要以上に生じることは望めませんが、考え方としては実質収支の黒字額というものは、財政調整のため必要な範囲内でとどめて、それ以上は行政水準向上のための経費節減に、支出に充てるべきだと思います。これは要望としておきたいと思います。

次に、住民福祉のための生活関連社会資本の整備であります。道路の施設整備についてお伺いを、これについてはいたしたいと思います。

御承知のように、道路は今どのように分類されているか詳しくは私専門家でございませぬのでわかりませぬけども、高速自動車国道、それから一般国道、都道府県道、市町村道に分けられると認識をいたしております。申すまでもなく、道路整備については、産業経済、さらには生活基盤として極めて重要な施設であります。こうした中、この3月、国直轄になった210号線と3町にそれぞれ主要県道、市道があります。特に、県道、市道整備のおくれが目立ち、その整備は急務とされております。ただ、210号線においては、国直轄になってから舗装、補修、ガードレールの設置など着々と整備がなされております。これは喜ばしい限りでございます。しかし、県道、市道においては、回を重ねて陳情、要望しても整備が図られないのが残念でなりません。自主財源に乏しい本市にとっては、道路特定財源等の国庫補助、過疎債、辺地債等地方債に頼らざるを得ない厳しい財政事情です。この苦しい立場はわかりますけども、先ほど申しましたように、足元からできる身近な整備、つまり維持補修、舗装補修は地域の実情に応じた早急な整備を望みたいと思います。

そこで、次のことについて伺いいたします。

まず最初に、3町における一般国道、主要県道の整備、促進について、国、県に対して働きかけ、つまり今後の取り組み姿勢、意気込みを伺いたいと思います。

次に、市道向原別府線北方工区を指しております。その後の進捗状況について伺いをいたします。

この路線につきましては、全体構想として相当な年月が経過しておりますし、本年3月の定例会において一般質問をいたしております。時間切れもありまして十分な質問と答弁が得られておりませんので、今回再確認の意味も含め、改めて質問をいたしておるところでございます。その時点から時既に8カ月以上たっております。この間それなりの状況変化もあったと思いますので、幾つか伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、昭和62年にさかのぼりますけども、12月、挾間町における都市計画道路9路線が決定しておるようでございます。この都市計画道路の変更は簡単にできるものであるかどうか。

次に、市道向原別府線のルート変更がなされたことはないかという事実関係の質問に対し、詳細は調査中のことでしたが、その事実はどうであったかどうか。なお、この路線は都市計画事業として実施しているのではない。一般の道路改良事業とのこと、その認識でよろしいかどうか伺いいたします。

次に、ルート変更はあったとすれば路線変更に伴う北方自治区内の全体説明会がなされておりますかどうか。

次に、測量には地権者の承諾が必要と思われませんが、地権者の同意を得ないで測量をしたというような事実はないかどうか。

次に、現在、関係地権者で何名が承諾をしていないのかどうか。

次に、未契約者が同意しない問題点はどのようなことですか。

次に、同意していただくために行政の真摯な説明責任が必要と思いますが、これについてどう思っておるかどうか。

次に、用地交渉の過程には手段があると思えますけども、関係者全員の同意があって交渉に移るべきと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、今まで契約されてない地権者は、ただ単に交渉に応じないのではなく、それ相当な理由があると思われま。その理由を関係者全員、また地域の方にも理解していただくためにも、早期解決策として関係者全員による公開の説明会なるものを開催することは困難でしょうか。

次に、これ以外に何かいい解決策があれば示していただきたいと思います。

以上、10点ほど質問をいたしましたけれども、いずれにせよ早期解決、早期の改良工事の完

了、早期取得が完了すれば工事に着手できる。着手すれば3年ないし4年でできるものと考えているとの答弁が3月定例会の一般質問でなされております。

どうか挟間地域においては、泉都別府市等々に通じる極めて重要な路線でございます。早期解決で一日も早い完成を強く望みたいということからの質問でございます。

以上、大きく2点に分けて質問をいたしました。答弁によっては本席にて再質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、19番、小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の18年度決算を振り返り、行財政の効率化に向けての検証ということについての中で、財政調整基金等の繰り入れをしない予算編成の実現はどうであったのかということでございます。

さきの9月定例議会で御説明を申し上げたとおり、18年度決算におきましては繰り入れはなく、逆に積み立てが5億3,876万3,000円実現できたところでございます。

しかしながら、その予算措置の経過を見ますと、当初予算では2億4,000万円の繰入金を計上し、以後の補正で歳入の地方交付税や前年度からの繰越金の伸びによって、基金繰入金の減額を行ったところでございます。

このように、当初予算の編成においては、歳入見込みを過度に見過ぎますと、歳入欠陥を招く恐れがあるということから、不足する財源を財政調整基金で調整し、補正予算で歳入の確定により生じた財源を可能な限り繰入金の減額に回すように努めているところでございます。

このように、財政運営上繰り入れが必要な面もありますが、基本的には繰り入れをしない予算が望ましい予算編成であるというふうに考えておりますので、その実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、経常収支比率についての数値目標についてでございます。18年度決算では、94.9%となっております。これを県内の状況で見ますと、県全体平均が92.5%、市全体平均では、14市の平均では92.8%、なお、市の内訳は最高が99.9%という市もございまして、最低が89.3%となっております。

このような状況から、由布市の数値も厳しい状況であると認識をしております。一般的に市にあっては80%程度内が妥当であるとされておりますけれども、最終的にはその比率に近づけてまいりたいと考えております。現状を考慮いたしますと、行政サービスの低下を招かないよう改善に努めて、当初は90%前後の数値を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人件費の割合は一般財源ベースからしてどの程度に設定していくのかということですが、18年度決算では、人件費の経常一般財源に占める割合は、35.3%となっております。

ます。これを県内の状況で見ますと、県全体平均が33.0%となっておりますので、この県平均数値を目標に職員の適正な定員管理と年齢構成の偏りの是正に取り組み、改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、地方債の発行についての配慮と公債費比率の数値目標はどうなってるかということでございますが、18年度末での地方債現在高は172億9,979万5,000円でございますが、平成17年度に比べて4,663万5,000円増加をしております。地方債の現在高が前年度を上回っているというのは、償還の元金よりも地方債の借入れが多かったことを意味するわけでございます。18年度17億4,796万5,000円の元金償還に対して、17億9,760万円の地方債を借入れておまして、借入金が償還額を上回っているわけでございます。

この要因といたしましては、合併特例債の事業として、ラグビー場の建設やスポーツセンターの改修、地域総合整備資金貸付事業等でございます。19年度からはプライマリーバランスを考慮いたしまして、発行額を償還額の範囲以内におさめるようにして、地方債の現在高を減少させるように配慮した予算編成を行ってまいります。

今後も地方債の発行につきましては、基本的には交付税措置のない地方債の発行を抑制し、合併特例債や過疎、辺地対策事業債などの有利な地方債の発行に努めてまいりたいと考えております。

公債費比率につきましては、18年度の決算では13.4%となっておりますが、17年度の15.1%に比べて1.7%減少をしております。この要因といたしましては、交付税措置のある地方債の発行によりまして、このような結果に改善されております。

財政調整基金及び減債基金の一般財源に対する割合で、どの程度が適当かということでございます。これには具体的に目標とする数値の指標などはございませんけれども、財政調整基金につきましては、収入の減少や災害など、不測の事態で支出の増加が生じた際の財源調整分として基金積立を行っておりまして、減債基金につきましても将来の公債費対策のために積み立てているものでございます。

条件の悪い、利率の低い地方債の繰り上げ償還についてでございますが、現在、政府資金については繰り上げ償還を行う場合には補償金を支払わねばなりません。補償金を支払えば繰り上げ償還ができませんでしたが、今年度からは財政融資資金については、21年度までの3年間、簡易生命保険資金については20年度と21年度の2年間に限って市町村合併の状況や財政状況により金利5%以上のものについて財政健全化計画を策定し、一定の要件を満たせば補償金が免除され、繰り上げ償還ができるようになりましたので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、行政水準の向上についての考え方についてでございますが、行政サービスと行政水準は

一体関係にございまして、行政水準の向上につきましてはさまざまな考え方があると考えております。例えば多額の借金をして投資的な経費を費やし、社会的資本をふやしていくなれば、ある程度の行政水準は満たされるものと思っております。

しかしながら、後年度の負担を考えたときに、多額の借金は将来の財政破綻を招くものであり、やはり単年度ごとに健全な財政の運営を図る、この継続が一番重要であるというふうに考えております。

そして、財政の基本でもあります経常収支比率を始めとして、公債費比率等の指標をもとに行財政改革を行う中で、将来にわたり持続可能な財政構造を堅持して、財源の重点的かつ効率的な予算の配分に努めることが何よりも肝要であり、行政サービスについても今後はいろんな方法を考えて行政水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、3町における国道、県道の整備について、今後の取り組み姿勢についてお答えをいたします。

小野議員が御指摘のように、道路は住民の日常生活はもとより、産業の振興に欠くことのできない重要な施設でございまして、今後とも機会あるごとに国、県へ改良、改修を強く要望してまいり所存であります。

次に、市道向原別府線北方工区その後の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、昭和62年12月、挾間町における都市計画道路9路線の変更は簡単にできるのかとの質問でございまして、住民合意に基づき路線決定を行っている関係上、路線変更は簡単にできません。

次に、3月議会において北方工区ののり線変更がされたことはないかとの質問に対して、調査するとの回答でございましたが、結果はどうだったかということでございます。

この路線は都市計画事業で実施しているのではなく、一般道路改良事業の認識でいいのかということでございますが、まず、のり面の のり線の変更につきましては、曲線部分とその取りつけ部分の変更がなされております。また、事業実施においては、道路臨時交付金事業で一般道として事業採択され実施をしております。

次に、ルート変更があったとすれば路線変更に伴う北方自治区への全体説明が行われているのかということですが、北方自治区及び関係地権者全体による説明は行われておりません。

次に、測量は地権者の同意が必要だが、同意を得ないで測量をしたことはないのかということですが、当時の記録がないので定かではありませんけれども、何名かの方からは話はなかったというふうに聞いております。

次に、関係地権者で何名が承諾していないかということですが、関係地権者は総数30名でございまして、現在では、うち6名の方が未契約となっております。

次に、未契約者が同意しない問題点は何かということですが、着手時に測量の立ち入りの同意がなかった、あるいはのり線の変更時での説明をしなかった、そういうことによって行政に対する不信感が生じたのではないかと考えております。

次に、同意していただくためには、行政の真摯な説明が必要だと言うということですが、去る9月27日、未契約者4名及び北方と古野の自治委員さんにも同席をいただいて説明を行ったところでございますが、今後も説明及び協議を重ねて理解を得るように努力していきたいと思っております。

次に、関係者全員の同意があって交渉に移るべきと思うということですが、私も議員語指摘のとおり当然のことであるというふうに考えております。

次に、契約されていない地権者にはそれ相当の理由があると思うが、関係者全員による公開説明会の開催は困難かということでございます。

もう既に24名の方が契約を終了されておられます。このような状況の中から全員による説明会となりますと、契約者と未契約者との間で意見の違いが生ずることなど、いろいろなことが発生することから、理解を得られないのではないかと。そのことが大変難しいというふうに考えております。でありますから、今後とも未契約者の方に説明並びに交渉を重ねていきたいと考えております。

次に、これ以外に何かいい方法、解決策があれば示せということですが、説明をし、また理解をお願いするしかないとの私は考えを持っており、今後とも誠意を持って粘り強く交渉や説明をお願いし、理解を得ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（三重野精二君） 小野二三人君。

議員（19番 小野二三人君） 再質問をさせていただきたいと思っております。今、市長の方から極めて明確に、そして答弁がなされました。ここで一、二点質問をいたしたいと思っておりますが、政府資金のことにつきましては、今市長の方から補償金を支払えば繰り上げ償還ができるという、そういった答弁がなされたわけでございます。その中で、簡保資金の繰り上げができるということでしたが、その繰り上げも、これについては補償金が免除ができるということでございますけれども、これについて財政担当課長にお伺いをいたします。詳しくこのことについて説明を求めたいと思っております。

議長（三重野精二君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 19番議員さんにお答えいたします。

繰り上げ償還、補償金、いわゆる利子を払わなくて繰り上げ償還ができるということですが、財政融資資金につきましては、21年度までの3年間、それから今言われました簡保資

金と言いますのは、簡易生命保険資金でございまして、平成20年度と21年度の2年間に限り繰り上げ償還ができるようになっております。

しかしながら、これにつきましては条件がございまして、5%以上のもの、それから財政健全化計画を策定いたしまして、ある一定の要件を満たさなければ補償金免除という繰り上げ償還はできません。ある一定の要件というのはいろいろございまして、財政課としては今後検討してまいりたいと思っております。

議長（三重野精二君） 小野二三人君。

議員（19番 小野二三人君） よくわかりました。詳細につきましては、また個別に財政課長にお伺いをしたいと思います。

次に、人件費のことについて改めて質問をいたしたいと思っておりますが、財政的な見地から、人件費は極めて弾力性に乏しい経費であることは私から申すまでもございませぬけども、定員管理の適正化、業務の民間委託、事務事業の見直し等々で、行革の取り組みがなされておりますが、一方では20年の4月から権限移譲が7項目ほどなされるとの説明がさきの全協でなされております。これらによって組織機構の見直しに対する影響、特に事務量の増大によって職員数の増加にこれがつながる恐れがあるのではないかなど、そういうような懸念も持っておるんですけども、その辺はどういうふうな考えを持っておるのか、ひとつこれにつきましては市長の方から答弁をしていただきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 権限の移譲をいただく中で、市がそれをもって大変困ると、人的な配置がないままそういうものでは困るというような考え方を私も持っておりますけど、今回移譲される分については、今の現状で十分できるというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 小野二三人君。

議員（19番 小野二三人君） わかりました。

次に、人事管理面ですが、職員の削減によって行政のスリム化を図ることが行革の中で明記をされておりますが、これが原因で1人に過重労働となって健康を害することもあるかと思えます。これにつきましては、人事管理面におきまして、十分な配慮がなされておると思いますが、適正な職員管理に今十分意を払っていただきたいと、そういうふうに思っています。

今申し上げました権限移譲の関係もございまして、事務量が相当ふえるかと思えます。件数は先ほどの全協で今のところないというような、取り扱い件数はなかったというようなことのございませぬけども、将来的にはこういうことも予想されますので、十分意を払っていただきたいと思っております。これは要望でございませぬ。

次に、向原別府線のことについて、これまた改めて質問をさせていただきたいと思っておりますが、

市長より詳しく答弁がなされましたけども、未契約者が同意を示さない理由として、これが絶対的な私はこれまで遅延してきておる要因ではなかったかなと、工事ができてないのがですね。それがどこに原因があるかどうかは、私は10項目ほど上げて、10点ほど上げて質問をいたしましたわけですが、強いて言えば、これだというような要因があれば、ひとつ解決策、法策を示していただきたいと、そういうふうに思いますが、これにつきましては、市長でも結構ですし、担当部課長でも結構でございます。方策を改めてここで示していただきたい、そういうふうに思います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この問題に関しましては、私も詳細に地元の方等の話も聞きまして、この未契約者の不満の原因となってることにつきましても、何度も足を運ぶ中で聞かせていただきました。この解決はどうすればいいかということについて、いつも頭を悩ましているんですけども、本当に病膏育に入るといいますか、そういう状況の中で、この方々の理解を得るといのは非常に難しいというふうに考えております。

というのも、もう過去のことで、その過去の原点に戻ってもとに戻せという状況を再現するというのは非常に難しい。現在もうそういうことで道路も整備が進んでおるところもありますし、整備じゃありませんけれども、もう契約をされている方もいると。しかし、おれはもとの最初の原点に戻らないと絶対に判子をつかないというような状況の中で、もう執行部としても本当に土下座をしてお願いをしても、なかなか変更をしたことの釈明をせよと。あるいはそれにかかわるようなこともたくさんございまして、当時の決定に対する非常に不満があつて、それをどういう形で変更になったかということも詳細にだれがどうして、いつどうしたかということまで求めてこられております。しかしながら、そういうことはもう済んだことで、それを原点に戻すという非常に難しいんですけども、要求者の方々はその原点に戻せと。それから話をしたらおれは話ができるんだというふうに答えられましたので、その辺のことを今度十分理解をしていただくような形で話を進めていかないとできないというふうに思って、職員にも丁寧な対応をするように伝えているところであります。

議長（三重野精二君） 小野二三人君。

議員（19番 小野二三人君） わかりました。

私もそういうふうに思っておるわけですが、ただ単に私はこれまで遅延をしておるのは、ごね得をしようとか、どうだとか、そういうことではないと、そういうふうに思っております。

その根源たるものはどこにあったかどうかは私は当事者でないのによくはわかりませんが、事業推進に当たっては用地提供を始めとする地権者の協力が絶対的な条件、そして関係者の合意

形成が必要ではなかつたらうかと、そういうふうに思っております。そういったこれまでのプロセスにいささか難があつたかどうかはわかりませんが、いずれにしても早期完成のために一日も早い解決を望みたいと思ひますし、重ねて申し上げますけども、これまで本路線に携わつてこられた関係者の御労苦というものは私自身もよくわかります。これからは担当部署の職員は大変だろつと思ひます。いずれにしても今申し上げましたように、地権者の同意が絶対条件でございます。生活の利便性、産業の経済産業、経済発展からも、これから市長の強いリーダーシップと課題を克服して、きょうが改めてスタートという強い思ひで、一日も早い完成を切望するものでございます。

以上、時間も余しておりますけれども、私の大きく2つに分けて質問をいたしましたけども、質問のすべてをこれで終結をいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 以上で、19番、小野二三人君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時にいたします。

午前11時35分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

ここで二宮教育委員長の出席を求めています。

それでは次に、2番、高橋義孝君の質問を許します。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは、午前中の同僚議員が40分残しましたので、100分ということで行きたいというふうに思ひますが、60分で頑張りたいたいというふうに思ひます。

それでは、議長の許可を得ましたので、市民の代表の1人として、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。しばらくの間おつき合ひをいただきまして、後ほど御意見、また御批判をいただければ大変ありがたく思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1点目、教育行政についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

毎回申しますように、教育は国家百年の大計であり、私のまちづくりの原点は人づくりであると考えています。人づくりはやはり教育と子育てというふうに思ひますので、御答弁の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さきの通常国会において、学校教育法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び教職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律、いわゆる教育三法が成立し、平成19年6月27日に公布されました。

この教育三法は、昨年の12月に教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育理念が

法律上明確になったことを踏まえ、当面必要な関係法律の改正を行ったものであります。施行期日は、公布から6カ月以内の政令で定める日とするものから、平成21年4月1日とするものがありますが、ほとんどが来年平成20年4月1日を施行期日としています。

そこで、この法改正に伴う教育行政及び教育委員会合議制の対応についてお伺いをいたします。

まず、1点目として、学校教育法の一部を改正する法律において、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小中学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭という職を置くことができるように規定をされています。これについて今後どのように推進されるのかお伺いをいたします。

2点目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実が規定されているが、今後どのように対応されるのかお伺いをいたします。

また、教育における地方分権の推進では、教育委員の数の弾力化や文化、スポーツの事務を首長部局が担当できることが規定をされています。これについてどのようにお考えであるか、並びに今後の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

教育行政については、この2点についてお伺いをいたしますが、いずれにいたしましても、新教育基本法が平成18年12月22日に公布、施行されてから間もなく1年を迎えようとしています。この法律により、国と地方公共団体との役割が明確に示されました。国は国としての責任と権限を明確に示し、その責務を果たしていく。地方公共団体は、地方公共団体として教育行政の実質的担い手である責任の重要性を認識し責務を果たし主体的に取り組みを行なっていく、そういう覚悟が求められていると考えています。

また、地方分権がより一層推進される中、教育委員会のあり方によって教育の分野においても地方間格差が生まれている状況が明らかになっています。地方の教育行政の中心的役割を果たす教育委員会、これも合議制も含めてですね、機能の向上、改正充実及び教育委員会の会議を主催する教育委員長長の責任の明確化とは、もはや国民的要望であるというふうに考えています。そのようなことも当然御理解いただいていると思いますので、御答弁の方よろしくお伺いしたいと思います。

続いて、大きい題目の2番目です。行財政運営についてお伺いをいたします。1点目、指定管理者制度の導入効果と今後の動向についてお伺いをしたいと思います。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減などを図ることを目的としています。現在、由布市においては、平成19年4月1日現在で43の施設に対して指定管理者制度を適用し、管理運営を行なっています。指定事務の基本的な流れについては、由布市公の施設にかかる指定管理者の指定に

関する事務処理要綱により実施されているのが現状であるというふうに認識しています。

これらのことを踏まえ、以下について伺いをいたします。1点目として、制度を導入している公の施設について、どのように評価されているのか伺いをしたいと思います。また、実績評価は客観性を担保しなければならないと考えますが、どのようにお考えであるか伺いをしたいと思います。

2点目として、公の施設のより効果的効率的な管理運営が求められていると考えますが、指定管理者制度の運営も含め、公の施設について今後のどのようにお考えであるか伺いをしたいと思います。

最後、3番目についてです。地域振興について伺います。地域イベント、祭りについてでございます。

ことしの秋も、10月28日に開催された2007ゆふいんオータム・フェア、同時開催第23回ゆふいん商工まつり、この日、第40回の湯布院の公民館祭りというのも同時に開催をされております。これを皮切りに、その翌週11月3日には第18回庄内神楽祭り、同時開催26回ふるさと祭り、そして11月10日、11日には、第22回挾間きちょくれ祭りがあり、それぞれの祭りが好天、絶好の天候のもと盛大に開催をされました。

私も、各祭りに参加させていただきましたが、どのお祭りもその地域の生活と文化が表現され、人々の笑顔があふれるすばらしい祭りでありました。各祭り開催に当たり、御尽力いただきました関係者の皆様にも心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。

また、昭和32年に産業文化祭として始まり、今年度で長い伝統と文化、歴史に無幕を閉じたゆふいんオータム・フェア、第23回ゆふいん商工まつりをこれまで支えていただいたすべての皆様、並びにさまざまな思いの中で最後を締めくくっていただいた湯布院町商工会会長溝口薫平氏、湯布院振興局佐藤純一振興局長を始めとするすべての関係者の皆様のこれまでの御苦労と御功績に対し、改めて敬意と感謝の意を表する次第です。本当にお疲れさまでした。

このように、由布市内各地では年間を通してさまざまな祭りがあり、それぞれが固有の伝統文化を受け継ぎ開催をされています。祭りには、市が主催するものを始め、商工会や各種団体、実行委員会等が主催するものがあり、これらの祭りは由布市の観光振興を担うと同時に市民融和を醸成する上でも大変有意義なことであると思います。これらのことを踏まえ、以下について伺いをいたします。

まず1点目として、これらの祭り等のイベントをどのようにとらえ、どう位置づけられているのか伺いをいたします。2点目として、祭りを開催するに当たって、関係機関との協議調整や予算面など大変苦労が多いと聞いています。また、今後このようなことが主催者の重荷となり、こうした祭りが縮小あるいは中止ということが懸念されています。このような状況をどのように

認識されているのか、また今後イベント、祭りのあり方について、既存の祭り、新しく企画される祭りを含めどのようにお考えであるかお伺いをいたします。

以降、再質問はこの席で行なわしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 2番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。私からは、2点目の行財政運営についてから答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、指定管理者制度の導入効果と今後の動向についての1点目、どのように評価を行っているのかということでございますが、指定管理者制度全般の事務処理につきましては、事務処理要綱を平成17年12月12日に制定し、それに基づき処理を行っているところでございます。

導入後の評価につきましては、指定管理者は毎年度終了後、管理業務にかかる事業報告書を作成し地方公共団体に提出しなければならないことが地方自治法第244条の2第7項に規定されていることから、それぞれの協定書において事業報告書の提出を義務づけているところでございます。

この報告書では、当該年度の管理業務の実施状況や管理に係る収支決算書並びに指定管理者自体の経営状況を説明する書類の提出も求めております。この報告書に基づき、所管部局においてその内容や管理状況を精査検討するようにいたしております。

また、この評価の際には、施設の設置目的等に照らし合わせて客観的な視点での評価を行い、特に問題や課題があれば、実地調査を行なうとともに公有財産管理委員会や指定管理者選定委員会等の意見を聞くなど、客観性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の公の施設について今後どのように考えているのかとの質問でございますが、御案内のとおり、近年の行政需要は年々多様化し高度化するとともに、その量も大変増加してきております。一方、市の財政状況は改善の方向に向かっているとはいえ、まだまだ厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

こうした中、市民ニーズに的確にこたえていくためには、民間と行政との協働は一つ的手段として大変重要なものであると考えております。そうしたことから、今後の公の施設の管理運営については、行財政改革実施計画に基づき指定管理者制度の導入や民営化など、民間活力の導入を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興について答弁をいたします。

まず、1点目の祭りのイベントをどのようにとらえ、どのように位置づけられているのかということでございますが、由布市内には現在約30の祭りやイベントが存在をしております、それぞれの地域で趣向を凝らした催しが開催されておりますが、多くのお客様を迎えることにより

まして、その経済効果も計り知れないものがあると思います。

その運営形態も、議員御承知のとおり実行委員会や各種団体等が主催するものから、行政が行なうものとさまざまであります。このようにして、今日まで長年にわたって守り育てられてきた祭りやイベントは未来に向けて継承するだけでなく、このような活動を通じて地域に暮らす人々が地域への共感を深め、積極的主体的な地域づくりを行なっていくための起爆剤になっておりまして、地域づくりや人づくりの機能と共同を促進する機能を果たしていると考えております。由布市の人や地域を結び、地域づくりへの夢をはぐくみ、共有し、市民一人一人が祭りやイベントに参加していく、創造的なきずなをつくり出していく役割があるものと考えております。

次、2点目、今後祭りが縮小あるいは中止という懸念がありますが、このような状況をどのように認識されているかということですが、今後のイベント、祭りのあり方につきましては、既存の祭り、あるいは新しく企画される祭りを含めどのように考えているかということでございます。その中で、御指摘のように予算面や関係機関との調整については、大変な苦勞を伴うイベントがあることも事実であります。

由布市には、先ほど述べましたように約30の祭りやイベントがございまして、約1,300万円の予算を支出しているところでありますが、祭りやイベントにつきましても、少ない予算で最大の効果を上げることを視野に入れ取り組んでいるところでございます。

祭りは、本来地域に暮らす人たちの楽しみとして始められたと考えられております。例えば、地元の祭りは1年の収穫を祝い、秋祭り等として地域の人たちが持ち回りで楽しんできたものだと思います。

しかしながら、時代の流れの中で外で働く人がふえて、祭りも様変わりし行政への依存が大きくなってきたことが、楽しむ祭りから依存する祭りに変わってきたものと考えております。地域の崩壊が叫ばれる今日、地域への愛着をさらに深めるためにも、地域がみずから夢を育み、共有し、地域づくりや人づくりのためにも祭りのあり方を見直していくことも重要であると考えております。

私といたしましても、民間が主体的に行なっているイベントにつきましては、これまでどおり協働しながら取り組んでまいりたいと思いますが、行政主導のイベントにつきましては、一過性のイベントにならないようその効果を検証し、民間活力の導入も踏まえ、また関係者の意見を伺いながら方向を検討してまいりたいと考えております。また、新規事業につきましても内容を十分検討し、必要なものにつきましては、客観性も含め前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 2番、高橋義孝議員の教育三法改正に伴う対応につきましてお答えをいたします。

まず、今回の学校教育法の一部を改正する法律についてでございますが、この法律は校長のリーダーシップのもと、組織的機能的な学校運営が行なわれるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができるものとしたものであります。しかしながら、現時点では国の段階におきまして予算措置や配置基準等、設置に向けた具体的な内容が示されていない状況であり、市教育委員会といたしましては、今後国や県の動向を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会の責任体制の明確化と体制の充実についてお答えいたします。

まず、責任体制の明確化につきましては、今回規定されました地方公共団体における教育行政は教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行なわなければならないといった基本理念を踏まえまして、教育長に委任することのできない事務の明確化や教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育委員会の体制の充実につきましては、教育委員がみずからの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識が得られますよう、教育委員の責務の明確化と研修の推進を図ってまいります。また、各学校の教育課程、学習指導等学校教育の専門的事項について、指導助言を行ないます指導主事の配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方分権の推進における教育委員の数の弾力化と、文化及びスポーツの事務を首長が担当できることについてお答えいたします。

まず、教育委員の数の弾力化につきましてでございますが、今回の改正では、教育委員会が地域の実情に応じて、多様な地域住民の意向を教育行政にいつそう反映することができるようにしたものと考えております。由布市におきましては、現在5名の委員数でありまして、教育行政推進上十分機能していると考えておりますので、今のところ現状維持を考えております。

次に、文化及びスポーツの事務を首長が担当できることにつきましては、今後地域の実情や住民ニーズに応じた地域づくりという観点から検討の必要性もあると考えておりますが、現在文化及びスポーツの振興を生涯学習の観点から取り組んでおるところであり、教育委員会といたしましては今のところ現状維持を考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。まず、教育行政の方からちょっと再質

問をさせていただきたいと思いますが、教育委員会の活性化ということ自体、もう中央教育審議会等で言われてもう久しいわけなんですね。教育委員会自体が、その役割をやっぱり果たして説明責任を行なっていかなければいけないということは以前からも教育長から御答弁をいただいていますし、それが今回、新たに明確に明文化されたということが法の趣旨であろうというふうに思うんですね。

ですから、明確に示されたけどもまだ国県の動向がつかめないなのでその動向を見きわめてというふうなこと、それはもうそのとおりだというふうに私は思うんですけども、教育長自身、合議制の教育委員会5名で今、現状で十分役割を果たしているというふうな御認識であったかと思えます。

教育委員会自体が、活性化活性化と言われるんですが、その委員の活性化をどのように図っていけばいいかという具体的な方策があればちょっとお示しをしていただきたいというふうに思うんですけど、研修も含めてですね。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

教育委員会のいわゆる活性化と言いますか、これがもう出たのは御存じのように昨年末の児童生徒のいじめによる自殺、あるいは世界史等の必修教科の未履修の問題、これを受けて新たに教育委員会の機能の充実というのが出てきたわけでございまして、新たに教育長に委任できない事務という の明確化、そして合議制の中でこの主要な事項については十分審議をして、事務局からの提案をそのまま認めるという形じゃなくて、場合によっては事務局提案をひっくり返していくというような十分な審議過程を設置していかなければならないということはございます。

こういった、教育委員会の活性化に向けた具体的な事務事業の執行管理の状況については、逐次20年度から点検評価をしていきますし、その結果については議会に報告をするといった形も出てきておりますので、20年度からはそういった方向で一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 教育長も、もちろん今まで教育委員設置されて17年ぐらいから言われ出したんですね、もう教育委員会は廃止していいんじゃないかとかですね、あり方が問われる。去年、そのいじめが云々というのはちょっと認識がずれてるのかなと私思うんですけど、中央教育審議会でも17年、それ以前からも教育委員会のあり方ということが随分問われているというふうに思っています。

地方制度調査会の方も、市長部局の方に人づくりを、市長がその人づくりの分野を担っていけないのはちょっと問題じゃないかということもあって、教育委員会の今の仕事自体を市長部局に

ていうふうな議論がもう随分以前からされてる、その認識に立って今回改めて去年の問題があり、今回教育三法の改正というふうな事になったというふうに私は思ってます。（発言する者あり）はい。

それで、大分市の教育委員会が、中学校の1学級も30人学級にしたらどうだということを市長部局に要求をしたとかということがやはり新聞に出てくるわけなんですね。ですから、あくまでも市長部局と教育委員会部局というのは区別をされておりますので、教育委員会として、もちろん予算も考える必要あると思いますよ。予算を考える必要はあるんですけども、真に教育をやっていくのはやはりこういうことは施策が必要だということを市長部局にきちっと予算要求なりをする、こういう施策が必要だということを主体的に取り組むという姿勢がなかなか私には見えてこないんですけども、その辺の体制、要求事項というの今までされた経験があるのか、今後またそういったことをしていく考えがあるのかどうか、その点もお聞かせください。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

事務事業の執行につきましては、従来ですと国あるいは県の指定事業を受けて市町村教育委員会が取り組むという形でございました。しかし、現実もう国の方も地方分権一括法の中でも事務事業の分限化ということで、それぞれの自治体が主体的に取り組んでいくと、教育委員会もその教育の振興につきましては、具体的な施策を立てながら市町村でやっていくという方向になっておりますので、今後は教育委員会独自の事業等についても策定を考えまして、市長部局の方にお願ひしてまいりたいと考えております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ、そういう主体性を持って積極的に、もちろん予算のことも考えなければいけませんけども、それは市長部局、財政が考えることでありますので、きちりと必要であると思うものは確実に要求を教育委員会として上げていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、ことしの由布市教育方針、これ前々回の定例会でも一般質問で御指摘をさせていただきました。こういった教育方針ですね、やはり教育委員会、合議制の教育委員会の理念であるとか方針、私たちは教育委員としてこの由布市の教育行政をことし1年間こうしていきますよという、そういったものがこの方針に私は一緒について、なおかつ、教育長も前向きな答弁を前回いただきましたけども、3月の定例会に市長が1年間の施政方針をするように、教育長も教育方針というものをやはり3月議会で私は発表するべきだと思いますが、その点に関してどのようにお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをします。

先ほどありましたように、教育長に委任すべき事項、教育長に委任すべきでない事項との明確化の中で、教育委員会の主体性というのがつよく問われておりますし、説明責任も問われております。その中で、点検評価、あるいは公表といったものも考えておりますし、そういった教育行政の基本方針等につきましても説明を申し上げていきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、その点はよろしくをお願いします。

それと、地行法の関係で教育長にちょっと認識を一つだけお伺いしたいことがあるんですけども、教育基本法の第6条で、組織的な運営が行なわれなければならないというふうなことが新たに規定されていますね。

教育長は、以前の答弁で、学校は本来人的、物的条件を備えて、一定の教育課程に基づき児童生徒の心身の発達段階に応じて、組織的かつ体系的な教育を行なう場であると。幼、小、中の発達段階に応じた体系的な一貫した教育の必要性や、家庭や地域、地域社会と連携した組織的な教育の重要性等から規定されたものと考えていますというふうな答弁を私にいただいているんですね。私もこのとおりだというふうに思います。

もう一つ、足りない視点というのが、組織的な運営ということは国は国として責任を今回明確にされました。地方公共団体の責任も明文化されました。ということは、国、県、市、教育委員会そして校長というひとつのやはりこの流れ、これもやはり組織的体系的な私一つの視点ではないかというふうに思うんですが、この間の答弁で家庭や地域社会というところまでは一步踏み込んで、ああすばらしい認識だなあというふうに思ったんですけども、当然そういったことが求められているというふうに思うんですけども、教育長いかがお考えですか。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

今回、学校教育法の一部改正によりまして、いわゆる副校長以下ですね新しい職を設置することができるという中で、いわゆる学校の教育力を組織的に強化していこうという方向でございまして、私どもそのことについては今後、先ほど申しましたように国県の動向を見ながら、この方向で取り組んでいくというふうに認識しております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 答弁になってないですけどね、教育長。組織的かつ体系的な教育というものが、私が今言ったように、例えばこの議会でもそうですよね、議会であったりですか教育委員会があって教育委員さんたちがおられて学校があって、そこにやはり議会制民主主義のきちっとした組織的体系的な流れも一つじゃないですかという問いをしたんですけど、答えが

なかったようなんですが。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

当然、今議員が言われたところは基本的にはもう踏まえておまして、教育というのは学校だけでできるわけではありませんし、すべてのやっぱり市民の皆さんの力、いろいろなところの国、県の支援を得ながら、みんなで組織的に体系的にやっていると。このことによって、教育効果があらわれてくるんだというふうに考えておりますので、議員言われるとおりの体制で今後取り組んでまいりたいと思っております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、教育長よろしくお願いいいたします。

それと、どうしても国県、国や県の動向がないとなかなか動けないというのは私も承知をいたしております。ですけども、やはり自主的な調査研究、研修というのは、法が施行されてどのような形になるかというのを待つ以前に、やはりいろんな調査研究ができると思うんですね。その辺は、ぜひ前向きにどのような形になるのかなあとということのを待てるだけではなく、受身ではなく、対処療法的ではなく主体的に、こちらからこれ探っていくという姿勢が私はこれから教育委員会に求められるというふうに思いますので、その辺の決意をちょっと、もう一言お願いいいたします。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今回の教育基本法を始めとするいわゆる教育改革法案と言われるものですが、これの趣旨は十分今、先ほどから述べたとおりでございます。これからの新しい時代に応じたすばらしい改正であるというふうにとらえております。こういう法案の趣旨を十分踏まえて、また調査研究しながら子供たちの知、徳、体、調和のとれた心豊かな人間の育成に向けてさらに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。

それで、教育長1点最後に、教育委員の数の弾力ということで、教育長は現状の5名でいいというふうな現状認識であろうかと思いますが、法の中で、例えば町村は3名以上でいいというふうな規定がなされたりとか、市、指定 政令市などは5名以上おくことができるというふうなこともありますので、この地域考えると2、2、2の6名でもいいんじゃないかなあなんていうことも思うわけなんですけども、現状の5名でいいというふうな認識は認識でそれで私も否定はいたしません。

ですけども、やはり各分野多岐にわたっておりますので、月に1回の定例会で、各委員さんた

ちの負担ていうのはかなり重たいんじゃないかなあていうふうな私感想を持ってるんですね。そういったところも、やはり教育長もしっかり踏まえてその辺も調査研究を今後していただきたいと、これはお願い、要望にしておきます。

続いて、市長の方にまたちょっと再質問をさせていただきたいと思いますが、まず指定管理者制度の件でございます。

年度終了に事業報告をして、きちんと評価をしてるんである、してますというふうな御答弁、私もそのとおりであるというふうに思うんですけども、指定管理を指定するときに私たちは議会で議決をさせていただいて、その後大体の指定管理者が4年ないし、自治公民館あたりは10年というふうな指定期間もあるんですけども、その間次に指定されるまでなかなか、どのような管理運営状況をされているのかていうのがなかなか議会ではわかることができないんですけども、例えば年度終わりに事業報告が上がってきて、それを9月の議会の決算議会にそういった事業報告を提出をするというふうなことで、その指定管理者がどのような運営してるかていうのがわかるというふうに思うんですけども、その辺市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁いたしましたように、事業報告をきちんと精査するなりして、そして次のステップに向かわせるような形にしていきたいと思っております、そのような取り組みをしてるところです。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ですから市長、それを議会に報告させてはどうかと、決算のときにです。事業報告を添付するだけでもいいと思うんです。もしくは、問題があったところはこういった是正をさせてますよていう報告でもいいんですけども、その点。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういうこともきちんと報告した方がいいと思いますんで、させます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 前向きな御答弁ありがとうございます。市長から本当に、大事な部分ですね、設置の目的に沿った管理運営ができていくかていうところが私も一番の視点であるというふうに思うんですね、公の施設でございますので。

そこをやはり、どうしても民間であると経営というのが第一義にややもすると来たりしますので、そうなるとやはりどうしても公の施設であるていう初期の目的を忘れつつある部分が出てくるのではないかなていうことが懸念されるもんですから、そういったところはしっかり議会に報告していただいて、悪いところがあればその場できちっと是正ができるというふうな仕組みが私は必要であろうというふうに思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

先ほど、ちょっと気になった点が、評価をするに当たって公有財産管理委員会、私もそれはいいというふうに思います。ですけど、選定委員会ですね、選定委員会がその評価に、評価まで加わるというのは私はいかがなものかなというふうに思うんですけども、その点市長いかがですか。

議長（三重野精二君） 行革室長。
行財政改革室長（相馬 尊重君） 2番議員にお答えします。先ほど、市長が答弁の中で、公有財産管理委員会等、公 指定管理選定委員会の意見も聞くといったときですけども、特に問題があった場合、やっぱり選定委員会の方も公平に客観的な視点から指定管理者を選んでもというような観点から、問題があればそちらの方の意見を聞くということで、すべての問題をすべてそこに問いかけるということじゃない、それに関連したことがあればそういった委員会の意見も聞くということでございます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、選定委員会今、平成17年12月8日に由布市公の施設にかかる指定管理者選定委員会の運営に関する要綱ということで、告示第63号で告示をされてるんですけども、この中に委員さんの任期がないんですよ。委嘱をされてるけど、今のところ任期を指定されてない状況なんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 行革室長。高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） あの、いいです。任期が規定されてないんですよ。これはやはり、ちょっといかがなものかなあというふうに思います。

それと、まずその点後でもう一度お聞きしますけども、市長今選定委員会の中に民間委員さんが入ってるんですけども、何で民間委員さんが入ってるんですか。その点、なぜ民間委員を入れたのかそこをちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 選定をする場合に、行政側とかそういう一方的なことではなくてやっぱり民間の声もしっかり反映させてやるという形であったと思いますけども、詳しいことについては室長に答えさせます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そうなんです、選定委員が今民間の委員さんが2、4、5名ですね。それと、行政からは総務部長、教育委員会次長、あと関係部長と振興局長というふうになってるんですけども、私は今、市長言われたとおり公の施設、本来は公の施設のあり方をよく知ってるのは行政の職員だと思うんですけども、これをやはり民間委託にするなら民間の発想でもって選定をしていただきたいというのであれば、私行政の人が入らなくていいんじゃないかなというふうに逆に思うんですけども、ちょっと割合的に5対5ということでちょっと多過ぎるんで、

そこで本当に、いやもちろん信用してないとかではないんですよ、正しい判断をやはり行政の職員が公僕として私はできると思うんですけども、やはり民間の委員さんを入れた趣旨というのが市長が今言われたとおりであるならば、やはり私は民間の委員さんをきちっと割合を少し多くして、それと専門的知識を持たれた委員さんに多くしてもらった方が私はいいような感じがするんですけども、市長御所見はいかがでしょう。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 民間と行政側の数の点につきましては、行政としては民間に出す方ありますから、行政のとらえ方とかそういうことについてもきちんと説明をしなくちゃいけないし、民間の人は民間なりにその指定管理を受けようとする人たちのそういういろんな部分についても民間的な形でとらえていくと、そういうことでいけば何人がいいとかいうことではないし、最初の走り始めたケースでありますので、今後人数については検討してまいりたいと。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、ぜひ検討されてください。全国見まして、ほとんどがやっぱり最初は行政の職員だけというところもありました。それでスタートしたんですけども、やはり市長が最初に言われたように制度の趣旨を考えると、より専門的な民間の委員さんに入っていて、そこで公平公正、客観性を持って審査をしていただくと、それの方がより効果が生まれるんじゃないかというふうな流れで今きてますので、その辺はぜひ精査をされて検討重ねて実施できるようにお願いをしたいと思います。

それと、先ほどの問題なんですけども、選定委員さんにその任期がないんですね。それが、委嘱されたときにも多分なかったんだらうと思うんです。これはちょっと、余りよくないのではないかなというふうに私は考えてます。

それで、一つちょっと市長御提案なんですけどね、ちょっと資料をきょうコピーすればよかったんですけど、財政が苦しいのでコピーしませんでした。鎌倉市が指定管理者制度を、これは鎌倉市の事例なんですけども、指定管理者制度を適用する施設ごとに選定委員さんをその都度決めてるんです。審査が終わった時点で、選定委員さんていうのは解散をする仕組みになってるんですね。これはなぜかと言いますと、もちろん、例えば由布市の場合、今かなりの施設、43の施設をもう指定管理出してしまいましたら、次4年後までに新しい施設が来るまで選定する、集まる機会がないんですよ。更新が来たときに、また選定をするというふうな手順になるかと思うんですけども、それまでずっと審査がなくて、例えば1個ぽんとあれば選定委員さんたちが寄れて審査ができるんですけども、ちょっとこれでは選定委員さんたちのモチベーションも下がるんじゃないかなというふうな気がしてるんもんですから、鎌倉市の事例をとるとそういうふうに、選定施設ごとにだから委員さんが違うということなんです。

これは、一つは私なりに考えるに、不正な働きですとか情報が漏れるですとか、そういったことを予防する意味もあるんじゃないかなあというふうに私は考えてるんですけど、市長今聞かれた御感想でもいいんですけど、いいなあと思うか、いやそれはと思うのか、ちょっとその辺御感想だけで結構ですから教えてください。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） いや、大変難しいと思いますけれども、任期が永遠、未来永劫にということではないと思います。また、指定管理に出すその施設の内容につきましても、そういうことを踏まえた委員さんも委員の中に入れていただくとか、そういういろいろなこれから工夫した方がいいなということは実感として思いました。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長ぜひ、今選ばれてる選定委員さんが悪いとか何とかじゃないんですよ。選定委員さんたちも、各施設、いろんな施設が指定管理になるときに、やはり専門的見地に立てた人が委員になった方がやはり、この施設をいかに有効活用しようかというのが私はわかると思うんですよ。今の委員さんたちに、すべての施設を選定していただきたいというのは、ちょっとここも負担が大きいんじゃないかなと思うんです。だから、その辺ぜひ行革室の方と前向きに御検討されて、委員の方に任期がないということとあわせて、もうこの機会ですから選定施設ごとに委員さんを任命して、その選定が終わったら委員さんは解散をするというふうなそういった方向に持って行っていただけたらなあというふうに思ってますので、ぜひこの点を御検討していただきたいというふうに思います。

それと、公の施設のそもそもの目的は、定義ですね、それも皆さん御存じなんですけど、地方自治法の第244条に、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設、これを公の施設というというふうに法で定められているんですね。

ですから、指定管理に出したところがなぜ指定管理に出したかっていうと、それまでも行政がちゃんと職員が携わってしっかりとした運営をしてたんですけども、財政の事情もあるんでしょう、地方分権の流れの中でもあるんでしょう、民間の活力をとということでより、よりよい施設運営をしてもらおうということでやはり民間に託すんだらうと思うんですね。そこでやはり、今の当初の地方自治法にうたわれてる目的が達成されなければ、私はきちっと見直していくというふうな毅然とした対応も行政として求められると思うんですけど、市長どのようにお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 民間でできることというのはできるだけ私は民間がやると、そして、行政はやっぱりスリムになるということは基本的に一番大事だというふうに考えております。そう

いう中で、これからの課題としてとらえていきたいんですけども、原則としては民間がきちんとやれることは、もう行政がすべきではないというふうに私は考えております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、私民間にできない公の役割であると思うんですよね。どうしても、今の流れの中ですね、公の施設に関して民間に委託してもらえるものは民間に積極的にやっぱりやってもらおうと。その中で、先ほど言ったような公の施設の目的というものを民間の方がきっちりと持っていたかなければ、その民間の方たちが公の施設を使ってるんだというふうな、この施設を初期の目的のとおりもっと住民福祉の増進のために使ってもらおうという、そういう心構えをきっちりと毎年毎年市長がやはり指導、助言するという体制が私は必要であるというふうに思うんですね。

公の施設を管理運営してる人たちには、そういう目的を達成するよていう執行責任があって、もちろん公の施設を管理している人たちにもアカウンタビリティ、説明責任が私は求められると思いますので、その辺はきっちりと事業報告が上がってきたときに、しつこいように公の施設はちゃんと住民福祉増進のために利活用していただけていますかという点を抑えていただきたいというふうに思います。再度、今の御感想を、市長一言お願いします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう施設の設置目的に沿った形で生かされるようにということは、更新のときとかあるいはそういうものが適当でないという、適当に行なわれてないというときにはどしどし指導してまいりたいと。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひお願いします。今の日本の社会の流れで、官僚から政治家、中央から地方、官から民という大きな流れは、私はこれ大筋で国家のありようとしては間違っていないというふうには思ってるんですけども、このような流れの中で行政の分野に民間の企業の経営感覚や理念を持ち込んで再生を図ろうとしてるんだらうと思うんですね。

地方分権が推進される中、地方が主体的に行政運営を行なっていく上で、こうした取り組みは私は正しいというふうには思ってます。しかし、今民間企業の基本は、先ほど申したようにやっぱり利益がどうしても優先になりますので、利益重視や効率性を目指す一方で弊害が起こってくるというふうに考えてますので、やはり公の施設であるという基本理念を忘れないように御指導していただければありがたいなというふうに思ってますんで、これは要望しておきます。どうぞよろしく願いいたします。

それと、最後にお祭りについてですね。市長からもう、大変前向きな御答弁をいただきましたので特には言うことはないんですけども、私もお祭りというのはやはり地域づくりであるし人づ

くりであるというふうに思うんですね。市長、その地域づくりというのは何であるかなあという、地域づくりとは何だと思えますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 地域づくりは、地域に住む人たちが本当に安心して住めると言いますが、楽しく住めるようなそういう地域をつくることであると思います。そのためには、やっぱり人づくりは大事であるし、地域の皆さんが協働の精神でもって昔のように助け合いながら、助け合って努力して出た結果を皆さんと一緒に喜ぶと、そういうようなことであろうと思いますから、まず地域は人が、しっかりした人がいないとだめだということです。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そのとおりですね。やはり、地域のコミュニケーションでいいですか顔が見える、隣保班であるとか人と人との連携であったりきずなであったりというのが、それを大事に行なっていく、その方策、施策としていろんなものがあるんですけども、それも祭りがその一つだろうというふうに私は思うんですけど、そこで私が今一番市長気になっているのが総合計画の中での祭りの位置づけなんです。

今回、市長が答弁された中身を見ると、今お祭りというのはどこで定義をされてますかという、観光の中ですね、地域イベントを活用した観光振興というところに各種、主なイベント、お祭り等が記載されているんですけども、市長の今の答弁でいきますとコミュニティー、協働のまちづくり、市民とともに誇れるまちづくり第7章のところに、協働のまちづくり、住民参画とかいうのがあるんですけども、私はここに規定をされるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがですか市長。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もちろん、この部分で人づくりといいですか、まちづくりということも生かされていかなくちゃいけないし、特に祭りになりますと本当に地域の人たちが融和、協働といいですか、そういう部分では本当に一番理屈ぬきでまとまりやすいものであるというふうに考えております。

そういう意味で、1カ所であるということではなくてそれを総合政策でやるし、また観光経済の部分でも、そういう部分で人間づくり、人づくり、あるいは祭りを通しての地域づくりができれば私はいいと思うんですけど、一つに偏らせる必要もないと思ってます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そうなんです。ですから、私も市長と同意見でして、観光振興にも一役を担っているし、やはり地域のコミュニティー、地域づくりにも一役を担っているというのであれば、この総合計画の中にもお祭りということがやはりきちりと規定をされて、そこで

方針を出してそこに枝葉が生えてきて、お祭りの位置づけというものがどう位置づけられてるのかというのが私は明確になると思うんです。

今の総合計画の中でいきますと、観光振興のところがメインでありまして、本来の祭りというのは何たるやていうことは市長先ほど御自分からも申されましたけど、やはり地域の人たちが地域で楽しんで、自分たちが過ごしやすい地域、それを共有する場がお祭りであるというふうな御答弁を先ほどされ、私も全くそのとおりなんです。

そう思ってるのであれば、私は総合計画の中に、次回の見直しでも結構なんですけども、この地域コミュニティーのところにはやはり祭りというものを位置づけて、お祭り、本来の祭りのあるべき姿はこうなんですよというふうなことを私は訴えていっていただきたいなと思うんですが、市長再度いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 十分検討させていただきます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、ぜひ前向きに御検討していただければありがたいと思います。

私、この間6月の定例会のときに、9月ですかね定例会のときに、うちの観光経済委員会の委員長 委員長が報告されなかったんですかねあれ、太田議員が報告されたんですかね、けんか七夕と太鼓フェスティバルという視察研修の報告市長も聞かれたと思うんですけども、ここで本当にいいことを言ってるんですね。

一つは、地域おこしのためではなく自分たちが楽しむ祭りをする、そういうお祭りに人々がやはり、観光客といいますがそういった方たちが来ていただけるんですね。ですから、集客をそもそも目的としてやるものではなく、自分たちが楽しんでるんだ、それをわざわざやはり皆さんが足を運んで来ていただけると、その私は視点がどうも今、持たれてるんですけども、位置づけもこうでありますので薄いんじゃないかなというふうに思うんです。

市長、この間観光経済の太田議員が報告された例のけんか祭りの件をお聞きして、御感想をちょっとここでいただけますでしょうか。覚えてらっしゃいますかね。覚えてらっしゃらないですかね。（発言する者あり）あのですね、ちょっと読みますよ。一つは、地域おこしのためではなく自分たちが楽しむ祭りをする、義務感で行なうと金を出して見に来るお客に失礼である。だから、実行委員会を公募にして毎年解散、毎年公募することで参加者はやりたい人に限定できる。どんなアイデアも出てくると、こういうふうなことをしっかりとやっぱり取り組んでるんですね。

ここに、すごいお客さんがやはり来るらしいんですよ。でも、やってる本人たちは見てもらう

こと、来てもらうことが第一義ではなく、自分たちがやりたいお祭りをやろうていうことでやってるんですね。私は、これ祭りの基本であろうと思いますし、市長も多分同感だろうと思うんですけども、一言だけ御感想をちょっといただければありがたいなというふうに思います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりだと思います。ただ、それぞれの旧3町によりまして祭りの形態も若干違うようであります。やっぱり、それぞれの地域には地域の一つの祭りを楽しむ部分と、それから地域反映のために自分たち以外のものを求める部分というふうにあったと思います。

原点は、やっぱりみんなが楽しんで、その楽しむ姿を周りの人も一緒になって中に入っていき、喜んでくれると、そういうのが原点であるというふうに考えておりますので、今回の祭りの中でもオータムフェア等々はその目的に沿った部分が少ないんじゃないかという形で、商工会の方でも反省されたんじゃないかなと思っております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長も各お祭りに、小っちゃいお祭りから大きいお祭りまですべて、私も御一緒させていただいたことがありますので、もうお祭りとは何ぞやていうことは多分十分御認識されていると私も思ってます。

当然、費用対効果というふうなこともどこかで出てこようかと思えます。先ほども御答弁の中にありました経済効果ですね、これも私は必要な視点だろうと思います。だから、効果を何とするかというところの視点をぜひお忘れなく、地域の人たちがやはり日ごろ住んでいるこの地域の中のきずなや連携、それを1年に1回確かめ合う場、確かめ合った効果というのが私はお祭りにはあるんだろうと思うんですね。ですから、そういった視点もやはりお忘れなく、今後のお祭り、イベント等を私は考えていっていただきたいと思えます。

今、市長も言われました。私も3地域のお祭りのあり方、バランスが非常に大事だと思ってます。でも、バランスを重視する余りに本当に大事なものを見失うと、今後のやはり由布市のお祭りのあり方にやっぱり将来禍根を残すことになるんじゃないかなというふうに思いますので、あらゆる視点からやはりお祭り、このお祭りは例えば経済効果を生むお祭りであるとか、この地域にはこのお祭りが必要じゃないかなあていうふうなことをやはり前向きに私は考えていく今後必要があるんじゃないかなと思うんですね。ですから、祭りを整理する、整理縮小するだけではなくて、今既存にあるお祭り、それに携わってる人たちをちょっと1回寄せて、祭りプロジェクト、祭り懇話会みたいなものをつくったらどうかなあなんて思うんですけども、市長いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 突然の話でまとまりませんが、やっぱり祭りというのは原点はやっぱり自分たちで祭りをつくって、祭りでみんなで自分たちが楽しむと、そして、例えば収穫であれば1年間の労を喜び、そしてそれにまたみんなで一緒に喜び合うという祭りがあると思います。

先ほど言ったように、いろんな祭りがあるわけで、それぞれの地域の歴史をもう引っ張ってきてると思います。そういう中で、祭りに対するということについてはなかなか難しいんじゃないかなと思いますが、考えて、これから考えていきたいと思います。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。先ほど、一番最初に市長の答弁でも、祭りに携わっていただいている、例えば観光協会でありますとか実行委員会でありますとか商工会でありますとか、そういったところを積極的に支援をしていきたいというふうな御答弁をいただいていますので、私もそれを信じて今後よりよいお祭りが展開されるようにお祈りをしたいと思います。

あと3分、話させてください。市長、私、私も本当にお祭りが大好きで、地域の子供たちも年にいろんなお祭りがあるんですけども、いろんなお祭りやはり楽しみにしてます。

私は一個、ふっと思ったのが、伊勢神宮に御饌殿という神様の食堂があるんです。大神のですね。ここに、ここで毎日、朝夕の2度、1年じゅう休みなく神様に食事をつくるというものがあるんですね。これが、日本でも最も古い祭りとされてるらしいんです。この食事をつくるだけですがね、お祭りらしいんです。これを大御饌祭というんですけども、この大御饌祭で出す食事は水とか塩とかごはんとか、自然のままのつくり方をして、火まで自分でおこす、これ毎日です。1年365日。火までおこして、発火させる、木をこすり合わせてですね。この食事を、朝な夕な神職たちが厳かになすと。

これが、何で私祭りなのかなあって思ったんです。祭りといいますが、やはり非日常的な何かこう賑わいがあるものだけがお祭りだというふうな私感覚を持ってたんですけども、でも私もすぐ、それは私のたかだか40年しか生きてない浅はかな知識だったんだなあというふうに思い知らされたんですけども、昔の人にとっては多分この食事を毎日できるということだけでもやっぱりありがたんでないか、そこに食卓があってみんながそろうということだけでもお祭りだったんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

こういうことは、メディアにも出ませんし観客が見に来るわけでもないんですけども、本当に静かな情熱を持ってその人たちが受け継いでやられてるお祭りなんですね。ですから、私は各地方に、由布市内ですね、いろんなお祭りがあります。もちろん、メディアに取り上げられて由布市のPRにも一役かって観光振興にという、それも大事です。

ですけどやはり、地域で一生懸命その地域のなりわいを守っていかう、伝統を受け継いでいかなきゃいけないと思ってるひそかなそういったお祭りも、ぜひ市長はそこに光を当てていただいて支援していただけたらなあというふうに思います。

これは最後御要望させていただいて、今後また祭り振興、由布市の地域振興に御尽力いただくことを御祈念申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長（三重野精二君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は14時10分にやります。

午後2時00分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、12番、藤柴厚才君の質問を許します。（発言する者あり）藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴厚才です。本日、4番目の質問になりました。大変眠い時間になりましたけども、ちょっとしばらく御辛抱お願いしたいと思います。

議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして3項目ほど質問をいたしたいと思います。どうか前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目ですが、収納率の向上対策についてということでございます。地方分権、三位一体改革により、我が由布市の財政はさらに厳しさが増大しております。行財政改革を行い、財源の確保に鋭意努めているとはいえ、財政は非常に逼迫している状況でございます。自主財源の確保が喫緊の課題ではないでしょうか。特に、歳入の根幹である市税の収納率向上に全力を取り組むべきと私は思っております。ちなみに、昨年9月の定例議会で、この席で同趣旨の質問をいたしました。その後の成果と今後のさらなる対策を含め、次の4点について市長及び担当課長にお伺いをいたします。

1点目、市税の収納率のその後の推移、また未納額はどのようになっているのかお聞きをしたい。2点目、不納欠損の金額はその後どのようになっているのか、どのくらいの金額になっているのかお示しを願いたい。3点目、悪質滞納者の対応はどのようにその後してきたのか、お伺いをいたします。4点目といたしまして、今後のさらなる収納体制の強化の方策はどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

大きな2項目めでございますけれども、コミュニティ・シャトルバスの運行について質問をいたします。

市民サービスの一環で、今年1月4日から試験運行がスタートし、本運行への移行が間近に迫

っております。高齢者福祉の向上対策、市民の足の確保の観点から、本運行移行の動向が非常に気がかりであります。したがって、これまでの試験運行を通じての本運行移行に対しての考えを含め、次の3点について市長及び担当課長にお伺いをいたします。

1点目、試験運行での問題点はどのようなものがあったのか、詳細について御説明をお願いしたいと思います。2点目、本運行になった場合、国県の補助金はどのようになるのか、お示しをお願いをしたいと思います。3点目、このコミュニティバス・シャトルバスの運行について、試験運行の今段階において協議会を立ち上げておられると思うんですけども、この構成メンバーはどのようになっているのか、またこのメンバーだけで試験運行の評価、これら利用者の声が十分に反映できる、把握できる状況であるのかどうかをお伺いをしたいと思います。

大きな3項目めですけども、損失補償契約について質問をいたします。

今、議会で南庄内地区土地改良事業の損失補償が問題になっておりますし、今議会でも提案が追加提案として出されるようなことを聞いております。行政として、融資によって生じる損失の補償制度を確立し、農業の振興、土地の有効活用など、さまざまな事業の円滑なる推進を図ることは必要ではありますが、今回このような訴訟問題まで発展したことは憂慮すべき事態と私は考えております。したがって、今後このような事案を二度と繰り返すことのないよう方策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。以上のような観点から、次の5点につきまして、市長並びに担当部課長にお伺いをいたします。

1点目、旧3町時代の契約内容、これはどのようになっているのか大枠で結構でございますので説明をお願いしたいと思います。次に2点目、現在までの損失補償の対象となる大筋の金額と事業名、個人情報のあるような問題もありましようけれども、わかる範囲内で結構でございますので大枠説明をしていただきたい、このように思います。次に3点目、この補償期間について、長いものであとのどのくらい残っているのか、またどういうその償還になっているのか、期間の内容についてお伺いをしたい。4点目、資金の回収のチェック、確認はどのように市としてなされておられるのかという質問をいたしたいと思います。これは、市が補償するというので、その債権の取り立て等々をその融資先の方でそのまま任せているような状況ではないかということが危惧されますので、この点についてお伺いをしたい。それから5点目、今後このような損失補償が起こらないような方策を今執行部としてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

以上、3項目について質問をいたしますので、どうか前向きな見解並びに回答をよろしく願い申し上げます。再質問につきましては、この席にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、12番、藤柴厚才議員の御質問にお答えをいたします。

まず、収納率の向上対策でございますが、国から地方へと税源移譲改革の中で、市収入に占める自主財源として市税のウエートはこれまで以上に大きなものとなってまいります。しかしながら、徴収を取り巻く環境は個人住民税の増税感等、あるいはさらに厳しさを増しておりますけれども、自主財源の確保は健全財政維持のために欠くことのできない重要課題でございますので、本年度から市の収納向上対策として収納課職員を県へ研修派遣をしております。国税OBを収納事務指導員として雇用するなど、専門知識や技法の習得、研さんを図っているところでございます。

市税は、市民サービスの根幹をなすものでございまして、厳しい経済状況の中ではございますが、大半の納税者は税の重要性を認識し納税義務を果たしていただいているところでございます。滞納事案には、積極的な納税相談を心がけ、応じぬ悪質滞納者には法に沿った滞納処分もやむなしとの決意で取り組んでおるところであります。

具体例といたしましては、全く納税相談に応じない事案に対しましては、納付誓約書の提出、差し押さえ予告、差し押さえ、換価 公売ですね、それから配当等の処分も考慮に入れて対応しているところでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。今後とも、さらに徴収体制強化を推進いたしまして、自主財源の安定的確保を目指すとともに、税負担の公平性、納税秩序の維持に努めたいと考えています。

次に、収納率の推移と未納額についてでございますが、市税の18年度の収納率は、現年度課税分が96.51%となっております。対前年度比は0.04%の増、また過年度分は14.93%となっております。対前年度比では5.96%の増となっております。また、18年度の市税の未納額は4億5,624万7,000円で、対前年度比は3,372万8,000円の増となっております。ちなみに、市税の不納欠損額は3,000万7,000円となっております。

次に、コミュニティバス・シャトルバスの運行についてお答えをいたします。

コミュニティバスの運行につきましては、高齢者や児童生徒などの交通弱者の移動手段の確保と、バス路線の廃止などによる交通空白地域の解消を目的に、これまで検討し実証運行を行なってまいりました。実証運行は、本年1月から11月末までの11カ月間国土交通省の補助で行い、夏休みを除き1日当たり260人、延べ5万人を超える方々に利用していただいております。

また、昨年実施しました市民5,000人アンケートでは、回答者の9割の方がコミュニティバスの運行に対しては必要、またはやむを得ないと答えており、現行は利用していないが高齢になったときのためにコミュニティバスがあった方がよいとする意見も多数ありました。コミュニティバスは、現在利用しない方にも将来の生活に対する安心感を与える意義もあると考えております。これらのことから、コミュニティバスは社会基盤の一つととらえまして、市民だれもが自由に移動するための足として今後も運行を継続してまいりたいと考えております。

それでは、1点目の試験運行の問題点についてお答えをいたします。

現在、実証運行の結果を検証しておりますが、利用状況につきましては路線によって差がございまして、いつも20人以上乗車する路線がある一方で低迷している路線もありますので、来年4月のダイヤ改正では路線の見直しを行ないたいと考えております。

特に、シャトル便の見直しにつきましては、経費の面と利便性についてバス事業者、タクシー協会と協議を今行なっているところでございます。また、利用者は高齢者が多いことから、ベンチの設置についても検討しているところでございます。

次に、今後の国県の補助についてでございますが、国の補助につきましては今回で終了いたしますが、スクールバスに対する普通交付税措置及び特別交付税措置は引き続き活用しておりますし、県においては来年度から3カ年の補助制度が整備されましたので、今後はその制度も活用してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスの運行に市民の声をどう反映するのかという御質問でございますが、これまでアンケート調査を3回行ないまして、利用者等の意見や要望を把握するとともに、その結果を踏まえて市民10名で構成する市民交通安全対策検討委員会で、料金、路線、ダイヤ等を検討していただいております。今後もアンケート調査を行い、多くの市民の声に耳を傾け、利用者の要望にこたえた利用しやすいコミュニティバスとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、損失補償契約についてお答えをいたします。

現在、由布市において損失補償の限度額を設定しているものは7件ございます。事業ごとに説明いたしますと、旧庄内町からのものが5件あります。その内訳は、農地開発利用促進事業、農地等取得資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が8,901万円、契約期間は昭和58年度から平成20年度、契約相手はJAさわやかであります。

それから、農地開発利用促進事業農業近代化資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が4,027万2,000円、契約期間は昭和63年から平成24年度、契約相手はJAさわやかであります。

次に、梨団地造成にかかる経済安定資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が6,440万円、契約期間は平成12年度から平成32年度、契約相手はJAさわやかでございます。

それから、梨団地造成にかかる事業資金融資資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が1,400万円、契約期間が平成17年度から平成36年度、契約相手はJAさわやかでございます。

次に、農地開発利用促進事業近代化資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が

785万円、契約期間が昭和63年から平成24年度、契約相手はJAさわやかでございます。

また、旧湯布院町からのものが1件ございます。大家畜経営活性化資金借入れに対する損失補償、これは補償限度額が6,495万8,000円、契約期間が平成6年度から平成25年度、契約相手はJAゆふいんとなっております。

また、損失補償とは別に債務補償がございます。由布市の場合、この補償ができるのは土地開発公社に限られております。これが3件ございます。内訳は、旧湯布院町のものが2件あり、南由布駅前用地の取得資金借入れに対する債務保証3,885万4,000円と、下湯平若者定住化事業の用地と造成にかかる資金借入れに対する債務補償1億3,048万3,000円、いずれも補償期間は事業終了年度となっております、契約相手は大分みらい信用金庫となっております。

また、旧挾間町のものが1件ありまして、道路用地取得にかかる借入れ資金に対する債務補償で、元金1,800万円と利子に相当する額、補償期間は借入金償還期間満了の日まで、契約相手はJAさわやかでございます。

以上が、現在由布市が契約しています損失補償とこれに類するものでございます。今後の損失補償に対する方策は、徹底した管理を行い、市の負担が発生しないよう取り組んでまいります。また、新規事業につきましても、制度的なものもありますので、損失補償が必要な場合はより慎重に安全対策をとりたいと考えております。

次に、損失補償の状況について御説明申し上げます。

まず、農地開発利用促進事業及び庄内梨団地造成にかかる経済安定資金損失補償の案件につきましては、庄内地区の梨団地事業に伴う農地の取得、造成等のほか、施設の整備に係る事業分で、庄内地域特産のナシ振興を推進するための一連の損失補償でございます。いずれの案件も、現在補償期間中でございますが、JAさわやかから償還について一部おこなっているという報告も受けています。市としては、償還の回収に最大限努力するよう指導をしているところであります。

次に、大家畜経営活性化資金損失補償につきましては、湯布院地区の大規模な乳牛の畜産振興事業に対する損失補てんでございます。この案件につきましては、償還期が25年度となっておりますが、農協合併等によりJAゆふいんから19年度中に償還を求める手続を行なっている旨の連絡をいただいております。

次に、県営圃場整備事業で実施した南庄内地域の土地改良事業に伴う損失補償は、これまで説明をいたしているとおりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

挾間地域の案件につきましては、下赤地域及び谷地域のおおむね280ヘクタールの圃場整備事業に関して、合併前の挾間町と挾間町農協との間で損失契約が締結されております。この案件につきましては、現在まだ償還期間内でございますが、この事案は、償還について数名の農業者

がさまざまな事情により償還が滞っているとの報告も受けております。現在、JAさわやかにおいて鋭意回収に向け努力をしているようですが、償還期間中ですので市としては回収に最大限の努力を行なうように指導しているところでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の収納率向上対策についての事項でございますけれども、市長の報告によりますと推移的には余り、前回私が質問した去年の9月から余り差がないと、余り向上してない、むしろちょっと下がっているんじゃないかなろうかというような今答弁がありました。

私は、前回税の公正公平という部分から、やはり市民の当然の義務として市税を、税に対してまた料も、前は料のことも言ったんですけども、今回は市税に絞って質問をしておるわけでございますけれども、公正公平という、また市民の義務ということからして、この収納率の向上というのは非常に市民にとっては大きな関心のところでありまして、市としても財源として自主財源の確保という観点から、何が何でもやはりこの徴収率アップに全力を注がなければならないということは、先ほど私は冒頭述べましたとおりでございます。

したがって、前回市長の答弁ではこの収納率の向上対策について、悪質の者に対しては強固な姿勢で財産差し押さえ、そしてまたその徴収するのに当たって人員がちょっと不足気味であるということで、2名の嘱託職員を投入して全力を挙げてやるということでありましたけども、結果としてこういうことで余り効果が上がってないということで、先ほど市長が県の方にいろいろ研修に出したり、県のいろいろな指導を受けながら徴収率向上に向けて鋭意努力してるということでございますし、そこら辺は私は十分理解をしておりますけども、結果としてやはり上がってないということは非常に残念なことであります。

したがって、私一つよその事例として、ちょっとこれ提案を含めて私がここで表明をしたいと思いますが、要は収納率、地方税法上今固定資産税は年4回、4月、それから7月、9月、11月というように決めて分割で納入もしくは一括納入という形でやっておるわけでありまして、今御存じのように非常に一般家庭においても非常にいろんな、介護保険あるいはまた住民税、それからいろんな国民健康保険税と非常に今生計を圧迫している状況であります。

よその事例をしてみると、年今4回を8回とかあるいはまた10回とか分割にして、払いやすいようなそういう対策はできないものかなあと。これは法に触れる、地方税法上どうか私も今調べて持っとるんですけども、こういうことも許されるという事例があるんですね、そこら辺総務課長なり総務部長にお聞きをしたいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。そういうことができ、今急に私がこういう質問をするんでちょっと即答はできんかとは思いますが、

けどどうなんですかね。そこら辺の考え、要するに納税者が納めやすいそういう体制が、分割でとれないかという質問でございますけども、どうでしょうか。

議長（三重野精二君） 収納課長。（「どちらでも結構ですよ」と呼ぶ者あり）収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 藤柴議員の御質問にお答えをいたします。一つは、収納率の推移、それから悪質な者の対応ということと、今納期の問題についてお答えをいたします。

納期だけでよろしいのか。（発言する者あり）藤柴議員の納期をしやすいように納期を分けてはとの御質問でございますが、これは税務課の管轄と思いますが、税務課長がいませんので当職の方からお答えをいたします。

地方税法には、税目ごとに納期を定め、当該市町村の条例で定めると規定をされています。由布市の税条例には、個人市民税の納期は1期を6月10日から同月30日まで、2期を8月1日から同月31日まで、3期を10月1日から同月31日まで、4期を12月1日から25日まで、また固定資産税の納期につきましては、1期を4月10日から30日まで、2期を7月1日から同31日まで、3期を9月1日から同31日まで、4期を11月1日から30日まで、軽自動車税の納期は5月1日から31日までとする旨定められています。このように、納期が分割されているのは納税者の負担と手間が過重とならないよう、また課税徴収側の事務が煩雑にならないように配慮されたものと存じます。

当市の普通税についての納期は、毎年4月から12月の間、重複することなく毎月1つの税目となっており、税法で定められた配慮はされていると存じます。参考までに、県下の全市町村が市町村民税4期、固定資産税4期となっており、県下の状況とまたそのほかの状況と見きわめながらの関係担当課との協議を含めて対応が必要かと思えます。議員提案は、貴重な御意見といたしまして参考にいたしたいと思えます。

議長（三重野精二君） 収納課長、8回か10回ということができないかという答弁をお願いします。

収納課長（佐藤 利幸君） その件につきましては、特別な事情等を考慮して、むやみ 氾濫しないような範囲では認められております。

以上です。

議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 私が質問した以上の細かい答弁をいただきましてありがとうございます。要は、収納率が上がればいいわけですから、私はそういう観点から今提案したわけで、何とか工夫してやっぱり収納率を目標、100%が目標ですけどもそうはいかないでしょうけれども、今88%ぐらいですか、それまだ税の方ずっと上げて、やはり自主財源、こういうように厳しい中で公正公平な面からしてやっぱり取り組むべきと、喫緊の課題だという認識で私は質問

をいたしました。

午前中の同僚議員の一般質問の中で、監査委員の指摘事項の特に中で、各課が共通したそういう税とか料とかに対して、共通の認識を持って収納体制の強化をしてはどうかという指摘も午前中の西郡議員の質問の中でありました。そういうことで、そういう連携も含めながら、とにかくいろんな方法でそういうことをやって収納率の向上アップにつなげていていただきたいと、私は強い気持ちを今持っておるところでございます。

それともう1点、またこれも収納率の提案になるんですけども、要は職員がなかなかもうこげついた滞納者に対して、しつこく督促出したりいろいろして出向いて行ってもやはりなかなか収納率が上がらないというのが、過去いろんな判例を見てもあるようであります。

ところで、これもよその事例なんですけども、住民としがらみのない機構の職員を、要は滞納整理機構というような名目のような形で設立をして、職員が直接関与するんじゃなくて第三者のそういう回収する機構をつくって回収率向上、そういう納税率向上に努力をしているという自治体も何力所かあるように、私の調査ではあるようにあります。そういうことで、そこら辺の考えがあるかないかお聞きをしたいんですがどうでしょうか。

議長（三重野精二君） 収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 機構設立は、全国的には茨城県を始め三重県、四国等で全国でそういう設立がされているところでございます。大分県におきましても、これは1市町村だけではなく、県全体の問題であるというふうにとらえまして、17年度にそういう研究会が立ち上がりました。その研究会の検討結果、大半の市が機構設立は必要であるという意見でございます。しかし、大分県下は合併直後であり、これは中期的なものにとらえようということに相なっております。

それまでは、その対策といたしまして、一つは市民税、徴収困難なものは県への委託と、これはただし市県民税だけでございます。2番目は、県から市への派遣と、県のそういう高度な技能、知識を持った職員を市へ6カ月間派遣と、もう一つは、3番目は、逆に市から県への派遣と、6カ月間派遣と、4番目が研修の強化、そういうものを県下全体でとらえていこうじゃないかということになっております。

当市では、その3番目の市から県へ6カ月間職員を、先ほど市長も申し上げましたように6カ月間派遣をしております。これは県下で2市ございまして、その一つが由布市でございます。県の持つ高度な専門知識や技法を習得し、この12月でその研修を終わり、その一つの例といたしまして、10月に合併後は県下では初めてであります公売を踏み切っております。これは現在のところ換価には至っておりませんが、このつい最近12月7日には3回目の公告をしたところがあります。

そういうふうに市長始め、徴収体制の強化は今着実に図っているところでございまして、以上で答えにかえさせていただきます。

議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） しつこいようですが、とにかく2番目に私が質問した不納欠損です。これ3,000万円近くある。税は5年ですか、5年して怠ってずっとしておけば、もう不納欠損で処理しなければならないということでもありますから、非常に税を納めなかった人が特をしたような、そういった市民感情に発展するようなことは私は絶対避けるべきだと、なにかの形で不納欠損だけは、滞納は延滞利息が、今何ぼですか、14.5ですか、なんかそういうことですが、もう不納欠損となれば捨てたようなものですから、これだけは今この財政の厳しい、3,000万円といったら今道路にしても維持補修にしても、振興局長3,000万円ですか、各町が維持補修費が3,000万円（発言する者あり）3町合わせて3,000万円ですか、この金がまだ出るわけです。今道路だってなんだって、本当ちょっと修理したくても予算がない予算がない、そういう形でこういうところをきちっと不納欠損で落とさんように、徴収体制これだけはなんとしてでも強行な姿勢で臨んでいってもらいたいと、私は強い思いであります。

収納体制については、以上のことでぜひ少しでも改善されるように努力をお願いをしたいと思います。

次に、コミュニティバス、またシャトルバスの運行についてでございますが、先ほど市長より心強い、このまま来年度も続けていくという御回答がありました。これは非常に私も市民も喜ばしいことだと思いますけれども、大体今試験運行でどのくらいの予算で、総合政策課長さん、今どのくらい使っているんですか。答弁を。

議長（三重野精二君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） コミュニティバス及びシャトルバスの年間の経費は、約6,500万円ほど使っております。

議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 確かに市民の高齢者、あるいは弱者の救済、あるいはまたスクールバス等々、非常に住民サービス、市民サービスという観点からこういう運行をしておるわけですから、これを本当に有意義な皆さん方が使いやすい、ただ6,000万円使って走らせて、乗らん者が悪いんじゃないというような形じゃなくて、本当にきめ細かなそういう運行を、今後本運行に入ってもやって、いろんな市民の皆さんの要望、アンケート先ほどなんか年2回とか、3回とかとって反映してる、また運営協議会のメンバー10人かなんかで構成して、鋭意本運行に向けてやっておるということですが、私が一、二点指摘をしたいと思います。

というのは、シャトルバス、いわゆる旧湯布院町から大分の医大まで庄内庁舎を中継して、乗

りかえて、そして走らせております。それも路線の向こうは亀の井バスですか、こちらは大分バスですか、路線のいろんな問題もあるでしょうけれども、あそこで乗りかえて、すぐ、私、利用者からこの前機会があったら言ってくれということで、今回こうビッグな一般質問というところで指摘をさせていただきますけども、湯布院から亀の井バスが庄内の庁舎にとまって、すぐ折り返したんです、すぐ、もう反転して、私は確認したわけじゃありませんけど、利用者の声です。そして、そこからまた大分バスが医大まで中継していくと、利用者にとっては湯布院、庄内の庁舎までの人は役場でちょっと用事をしたい、それから、農協のJAさわやかさんに行きたい、それから、病院にも診療所もありまして、近くで郵便局も庄内本局あります。そこへ行ってちょっと用事を済ませたい、そしてすぐ帰りたいというんですけども、もうすぐ折り返して湯布院の方にとんぼ返りで帰ると、こういうそれで帰りは空です。こういうむだな6,000万円も金をかけて、しかもこれだけ住民サービスということでやっておられるんですけど、これはむだと思うんですけど、やっぱりそういう運行もやっぱり市民の皆さんのアンケートを聞いたとか、そういう協議会でメンバーで立ち上げて、いろんな本運行に向けてのあれをやっておるといけど、こういうことは総合政策課長、これら耳にしたことありますか。お聞きをいたします。

議長（三重野精二君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 12番議員にお答えをいたします。

今、御指摘のシャトルバスでございますが、御承知のとおり湯布院から庄内庁舎までについては亀の井バスです。それから、庄内庁舎から挟間、あの医大までについては大分バスと、そういうふうには運行しております。これにつきましては、亀の井バス、それから大分バス等もそれぞれ運行のエリアというものがあって、こういうことになったということです。

それから、バスの今時間等につきましては、湯布院庁舎から庄内庁舎については、今1日に2往復です。行きが2往復、帰りが2往復というふうです。それから、挟間、庄内庁舎から医大については、1往復、1.5と、そういうふうになっております。

これについて御指摘のとおり大変利用者がなかなか少ないというような状況下の中で、今それにつきましてシャトル便の見直し、先ほど市長が答弁にありましたように、経費の面、それから利便性、そういうものにつきまして、バス事業者及びタクシー事業者とその辺についての協議を今してるところでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） あと、来年の3月、本来なら1年ちゅうことやったです、私が聞いちょるのは、で、3月までちょっと試験運行を延ばして、4月から本運行ということをお聞きしましたけど、やはり私は今、さっき課長が言う答弁では納得ができないんです。ちゅうのが、

私が聞きたいのは、言いたいのは、要はすぐとんぼ返りで帰らなくても、ちょっとそこに、エリアはそりゃ確かにあるでしょう、しかしそこに30分なり、1時間なり、ちょっと時間を置いてすぐまた帰れば、非常に利用率がいい。私が話を聞くと、そのバスで来たらあとはもう2時ぐらいしかないという話を聞いて、そんな時間のむだだが、年老いた高齢者が、そのバスで来て10時前に着くらしいんですけど、3時間も4時間もそんな用事のために、今みたいに寒いときにするようなことで、それが市民サービスになるのかと、せっかく6,000万円も使うんだから、もうちょっとそういうダイヤとか、あるいはまたいろんな、私は前回は質疑いたしましたけど、バス停の時刻表、これらも小さいと、だから見づらいと、だから大きくしてくれと、私は両面を使ってやれば大きく工夫すればなるじゃないかという話もしたと思うんですけど、そういうようにやっぱり市民の視点に立って、そして私はやるべきだと、このように思います。

バスの運行については、以上で質問を打ち切りたいと思いますが、次に、もうあと15分くらいしかありませんけど、3点目の損失補償契約について再質問をいたします。

これは、要は市が後ろ盾、これは旧町時代のことですけれども、今度新しい由布市のそういう損失補償条例というものもここにうたわれておりますし、それはそっくり庄内町の、旧庄内町の補償契約にのっとった条例になっておりますけれども、新しい由布市になってからは1件も恐らくないんじゃないかと、そういう補償契約になった、市はないだろうと私は思っておりますけど、私はとにかく言いたいのは、今回の南庄内地区の圃場整備については、残念ながら私、ここに傍聴者もおって恥ずかしい限りですけど、私なんか本当知らなかったんです、前回3月に提案されたときに。そして委員会で継続協議と、それで6月に否決と、今度JAさわやかさんから提訴されたと、それで裁判して今議会でというような流れの中で、私はだから質問したのは、こういうにやっぱり議員として当然、一定程度、こういう損失補償法が、最悪の場合は市が負わなきゃいけないということを、やっぱり私ども知る義務がある。そういう観点から今回質問をしたわけでありませう。

なるべくそういう農業者とか、あらゆる事業に対して市がバックアップして、そういう推進をしていくということは、私は非常にいいことでありますけれども、そのことによって市民の税金を焦げつき等々で、どうしてもやむを得ない場合はそりゃあるでしょう、しかしながらそれを放置して、今償還中だから、これは介入を市ができないんだと、だからいよいよになってJAさんなり、金融機関から訴えられて、初めて行動を移すと、それで議員も知るというようなことのないように、十分に留意をしていただきたいと、このことでございます。

以上3点ほど、私なりに質問をいたしましたけど、どうか前向きな検討なり、または対処をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。議長（三重野精二君） 以上で、12番、藤柴厚才君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は15時10分とします。

午後3時01分休憩

.....
午後3時12分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、16番、田中真理子さんの質問を許します。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。本日最後の質問となりました。皆様方にはお疲れのことと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、議長の許可を受けましたので、通告順に従いまして2点ほど質問をいたします。市長はじめ、担当課長には御答弁のほどよろしく願いいたします。

合併して2年がたち、市の情勢も落ち着いたかのように見えてきましたが、なぜと言いたくなるようなさまざまな内容の問題が次々と出てきております。そのたびに合併時の出発点の悪さを考えてしまいます。

合併の本来の目的は、自治体が任務をこなせるだけの職員体制を整備することであり、財政の問題ではないと言われておりますが、2004年に大幅に地方交付税が削減され、財源不足が生じて、特例債というあめに釣られて小規模自治体が合併したと思います。

その財源の減少により、行政サービスが低下したのであって、合併をしたからサービスが低下したのではないともいわれております。しかし、このことは一般の住民には理解しがたいことであり、また現実には原因はどうであれ低下を招いています。満足のいく事業を実施するには、職員数も足りなければ財源も不足しております。この部分を住民にどう理解し、協働してもらえるかにかかってくると思います。そして、市はそのために協働を必要とし、住民に訴えているのですが、その進め方が今問われているのではないのでしょうか。財政、規模、事務事業等の適正化は逼迫しており、生易しいものではないでしょう。必死になって財源を確保していることも理解できます。

しかし、生身の人間であり、お金ではないなにか、気持ちや思いというものがあります。確かに行政にすべておんぶという時代は終わりました。ともに苦労の時代でしょうが、なぜ急ぐのか、スローテンポでの改革が立て直しにそぐわないというのであれば、私は協働は要らないと思います。協働なくしてできないのであれば、少し時間をかけて住民の気持ちを大切に論議してほしいと願います。こう前置きして1問目の質問に入ります。

由布市公立保育所の民営化の取り組み状況とその課題、問題点について市長にお伺いします。

市長には、6月議会で公立保育所の民営化についてお伺いしました。そのとき、こう返答をい

ただいております。保育所は、由布市行財政実施計画において、多様化する市民のニーズにより、効果的かつ効率的に対応するため公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、市民のサービスの向上を図る施設になっていると。さらに、民営化ガイドライン及び移行計画書を策定し、12月議会に改めて民営化計画を表明する。公表後は、事業者を募集し、選定し、決定を予定している。このような答弁をいただきました。

そこで、その1として、6月議会で市長の答弁の後の現在までの経過報告をお願いいたします。11月8日に全員協議会で保護者説明会を開いたと報告がありました。その2として、保護者説明会での保護者の声や意見はどのような内容で、それをどう受けとめていらっしゃるのかお伺いします。説明会終了後、多くの課題、問題点があったのではないかと思います。その点を今後、保護者と協議を重ねて解決していく考えがあるのかお伺いします。そして、最後に今後の取り組みについてお聞かせください。

続いて、2点目の質問ですが、資源ごみの取り扱いについて再度お伺いします。

正しいごみの出し方はまだまだのようですが、資源プラの収集回数の増加について、来年度増加できるのかどうか、可燃ごみは減少傾向にあるのか、不法投棄の現状についてお聞きします。

11月27日大分市の合同新聞に資源プラの増加の記事が、12月9日には生ごみの焼却に異変がと載っております。私が通告書提出後に、このように新聞に載りましたので、答えがほぼ載っていると思いますが、由布市の返答のほどをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりますが、再質問は議席にて行いたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、由布市公立保育所の民営化への取り組み状況とその課題、問題点とはということについてでございます。

1点目の6月議会で市長答弁後、現在までの経過についてということでございます。6月の議会では、市の基本方針を早急に明確にして、保護者説明会を随時開催し、説明を求めていきたいとの答弁をいたしました。その後、保育所を始め関係部署との内部協議を重ね9月15日、同月22日の両日、西庄内保育所、挾間保育所それぞれに保護者説明会を開催をしたところであります。2回の説明会で出された意見につきましては、私もその意見を十分に理解したところであります。早急な提案で、民営化に対する認識と理解がまだ十分ではないとの思いをいたしましたところでありました。

そのような中で、10月3日に西庄内保育所の保護者アンケートの結果が出され、民営化までの期間が短すぎるなど、挾間保育所でも同じでありますけれども、多くの保護者の意見がござい

まして、これらの意見を最大限に尊重し、民営化の移行時期を1年延長し、21年の4月と決断をしたところであります。

このことによりまして、西庄内保育所については10月26日、挾間保育所については29日に一年間民営化を延期する旨の説明会を実施いたしました。その結果、西庄内保育所の保護者の皆さんには、完全とは言い切れませんが一定の御理解がいただけたと思っております。市の民間で十分できることは、これから民間で行ってもらいたいという考えに対しまして、挾間保育所につきましては、保護者からのアンケートの提出もありまして、同意がいただかず、再度後日説明会を開き、御理解をいただきたいと考えております。

2点目の、説明会での保護者の声や意見はどのような内容であったか、また、それをどのように受けとめているのかという質問でございます。

保護者説明会では、資料に基づきまして、説明をいたしました。内容につきましては、由布市行財政改革の取り組み状況や、保育所の状況、県内で最も低い保育料の設定、あるいは民営化による財政状況の説明など、先日の議会全員協議会でお示ししたとおりでございます。

保護者の心配する主な意見といたしましては、保育士や保育内容が変わると今までの子供や、保護者との関係がなくなり、保育内容が変わることによる、保護者の負担が増加する。9月の説明会のわずか半年で全ての問題をクリアして民営化が出来るのか。財源不足だけを理由とした説明会である。受託業者に対する選考の基準、保育サービスの内容、保育方針など、ガイドライン作成時に、保護者の意見も反映してもらいたい。民営化することにより、市との関わりがなくなるなどの声があり、また今後とも公営で行ってほしいという等がございました。

これらの質問に対しまして、私も、副市長、関係職員が一つ一つの質問に対し、逐一回答をしたところでございますが、さきに申し上げたように、保護者からのアンケートや民営化までの期間が短く早急すぎるとの意見を重く受けとめまして、民営化を1年延期したところでございます。保護者の心配されていることにつきましては、市としてもそういう心配をすべて解消する、そうして民間業者にお願いするという形で説明をまいりました。

3点目の説明会での課題や問題点をどのように保護者と協議を重ね、解決していくのかというのと、4点目の今後の取り組みについてはの質問にあわせてお答えをしたいと思います。

今までの説明会において出された多くの質問に対しては、その都度お答えをし、一定の御理解は得られたものと思っておりました。ただ、挾間保所の保護者の方からは、今後も公立で存続してほしいとの要望でありました。しかし、市といたしましては、民間にできることは民間にお願いし、市としてやらねばならぬことを市がやるという考え方を御理解いただけるよう努力をいたしたいと思っております。

そのほか、西庄内保育所説明会で出された意見につきましては、保護者の代表や保育士、福祉

関係者、子育て支援に携わる有識者などからなるガイドライン策定委員会を設置して、その中で保護者の意見として、最大限に反映させていただきたいと考えていますということがありました。

このガイドライン策定委員会での取り組みに当たっては、現在のサービスを維持向上させるための方策、入所園児や保護者への影響を考慮した移行期間を設ける。事業受託者の選定方法など、民営化に向けての課題を検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。委員の方々と一緒になって、より充実した保育環境が保障される計画を策定したいと考えております。計画作成後には、議会への報告、保護者に対する説明や市民への公表を行い、業者の募集を行いたいと思います。

そして、このガイドラインに基づき、子供たちや保護者の皆さんが安心して保育を任せられるような事業者選定委員会を設定し、挟間、西庄内保育所の保育水準を満たし、保育の質の維持向上ができるような優良な事業者を遅くとも19年度末を目標に選定したいと考えております。

業者決定後は速やかに基本協定書を締結し、平成20年度の1カ年をかけて引継ぎを行い、21年1月から3月までの3カ月間で事業者と合同保育を実施し、子供たちになれ親しみを感じさせ、民営化に向けた十分な取り組みを考えたいと思っております。

また、民営化後も保護者、保育所、市の3者による話し合いの場を設けて、問題が生じた場合には、市が解決に向けて努力をしたいと考えております。

以上、公立保育所の民営化によりまして、少子高齢化時代に対応した、さらに広範囲で質の高い福祉施策に取り組み、由布市における、今後一層の子育て支援の充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、資源ごみの取り扱いについてお答えします。

まず、1点目の資源プラの収集回数についてですが、昨年度増加することが可能であるが回収についてということで質問がございましたが、現在各地域から資源プラの収集回数をふやしてほしいとの要望が多く寄せられております。資源プラの収集回数をふやすことに関しては、由布市と由布大分環境衛生組合それぞれに、協議、検討させてまいりましたが、いろいろと課題はあるものの、他の業務と調整を図る中で、平成20年4月1日より、月2回資源プラの収集を行うことを決定いたしました。

次に、可燃ごみは減少傾向にあるのか、不法投棄の現状はの質問についてお答えをいたしたいと思っております。

施行期間も含め、19年2月から11分別によるごみ収集を始めたところではありますが、可燃ごみは18年度実績で4,243トンでございましたが、19年度の推定では5,868トンが見込まれております。また率にしまして4.3%の増加になっております。この要因といたしましては、これまで不燃物として処理をしていたプラスチックやゴム、ビニール類が可燃物として処

理されることになったことが、大きいところでございます。このことから不燃物は約49%の減少が見込まれております。

また、収集する可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙類も多く見受けられますので、平成20年度からは、紙の包装紙や紙袋なども古紙類として回収するよう検討しており、資源プラの分別徹底と合わせ、限りある資源のリサイクル、循環型社会の形成に向けて啓発してまいりたいと考えております。

次に、不法投棄の現状でございますが、議員も環境監視員でございますから、不法投棄の現状を見られたかと思えますけれども、各地域で共通して言えることは、道路改良を行って旧道が残地として残っている死角に当たる場所への不法投棄が多く見受けられます。

このような場所での不法投棄は、一般市民よりも事業者が投棄したの多いように見受けられます。軽微な投棄物につきましては、職員が片づけを行っておりますが、大量の投棄物処理につきましては、関係機関と協議を行い、何らかの手段で処理していかねばならないと考えております。

不法投棄は事業者や地域住民のモラルの問題であります。当面の対策として、立看板等の啓発活動を環境監視員や地球温暖化対策地域協議会の皆さんの力添えをいただきながら、実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。

それでは、先に1問目の公立保育所の民営化についてお伺いをいたしたいと思っております。きょうは保育所の保護者の方も少し見えておりますので、誠意ある説明をお願いしたいと思います。

この中で、私が6月に質問をして、最初に9月15日、内部検討ができ次第説明会に伺ったと思っておりますけど、そのときに、例えば行財政改革で財源がないから民営化するんだということだけで説明にいかれたのではないかなというふうに思っております。そのときに、例えばいろんな方策、対策なりを考えていかれたかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 民営化というのは突き詰めれば行革の一環でありまして、市で行うことは市の圧迫になるというような考えに立っております。ただ、こういうふうに民営化をお願いする場合には、保育所の事業を市で絶対にやりますよとか、そういうレベルを高めてやりますと、じゃあ、民営化ですかという形にはならないわけでありまして。やっぱり民営化する趣旨というのはなにかということを説明せざるを得ない。そうすると市のやっぱり財政状況から説明してという形にも入るわけです。最初からそういうわけではございませんけれども、皆さん方にお話した主な

点はそういう形にもとられてもしょうがないようなことでありました。しかし、いろいろ方策を考えていきましたけれども、結局財政状況も説明しないと納得してもらえない。財政状況のためにやるのかといったら、そうではありませんけれども、主体としては民間で十分に子供たちが育っている状況を考えるときに、これを市がいつまでも市の運営の中でやるよりは、民間に移譲して民間の方々にやってもらってもいいのではないかと、そういう趣旨のお話をしました。

しかし、そのときは時期尚早ではないかと、今急に言われても、今晚言われて、そういうことで理解しましたとはいいにいと、考える時間や子供たちの不安を取り除いていく方法を考えてほしいというような意見が大半でありました。それで、そういうことを考えたときに、いろんな説明をしました。先ほどの中で、3カ月間は事業者と市の保育にかかわる職員が合同で一緒に保育をしながら子供たちに新しい先生に対するなれとか、そういうものをつくり立てていきたいと、つくっていきこうという形で、3カ月間は合同の保育も考えているということも説明いたしまして、できるだけ子供たちの不安を解消させるということを約束してきたわけでありまして、今までの取り組んでいる行事だとか、いろんなことについても民間に移譲しても、それがなくなるというようなことのないような状況の中で、今までどおりのことは行っていただけるような状況の中で、民間に移譲していきたいという話を説明もいたしました。

で、そういう説明をしましたけれども、早すぎるじゃないかという意見も大変多かったんで、それは確かに9月に説明して3月というのは大変だと、私自身も考え方を改めまして、もう1年間この点について十分話をしていくと、半年かけて話をしていけば、理解を得られるだろうし、また子供たちの不安解消についてもまた十分な対応はできるのではないだろうか。そういうことで、私自身は取り組みをしてきたわけで、これは本当に難しいんですけども、こういうものをするときに、財政状況とか、そういうことを説明抜きでやるというのは本当にできなかったのであります。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 恐らく私もそれはしなくてはならないと思います。ただ、民間保育所は民間委託、もしくは廃止という欄に、行財政改革の欄にはなっております。

そうなる、もし相手が見つからない場合は売却の、売却というとおかしいんですけど、そういうことも考えているんですか。保育所そのものは民間委託にしたい。先ほど19年度中に業者を決めると言いましたね。で、本来ならば、20年度の4月に最初の話では20年度4月にもう民間に委託したい、その計画でいくのが、お母さんたちのそういった要望聞いて、21年の4月まで延びたということですよ。それで延びても、やはり19年度中にその業者を選定しなきゃいけないんですか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういうガイドラインを作成して、業者を公募していただいて、業者にお願いをするという形になるわけですが、受ける業者がなければ当然市でやらざるを得ないという状況になると思いますけれども、それを市が放棄するというにはなりません。やりますけれども、業者を早く選定して、そして1年間かけて次の年に、4月から入れるような、そういうすり合わせを1年かけてやりたいと、だからできるだけ早い段階で業者の選定をしたい。しかし、その業者選定に当たっては、ガイドラインを、十分保護者の意見も入れて、そしてガイドラインをつくる。そしてそのガイドラインに沿った段階で、業者を選定していこう。これ今年度いっぱいということになっておりますけれども、それは若干の遅れがあってもやむを得ないというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 行財政改革の中では22年の4月までは、私は検討、それまでに実施をするというふうに見てらるんですが、それにしては私が質問を6月にして、9月から説明会を始めて、その半年間で業者を選定し、20年の4月から保育所に移行するというのは、もう最初から私は無理があると思うんですけど、その辺はお母さんたちに財政事情、その他、民間に委託するときも完全な状態で委託する、それができるという自信があったから言ったんだと思いますけど、その点20年の4月にするということは、最初から早いとは思いませんでしたか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 状況説明といいますが、保護者に対する説明が大変おくれたということが、私はもう一の原因だと思っております。ですから、それはもう本当に私自身も早急すぎるという判断に立って、1年間延長するということですから、18カ月かけて行うという形にとっております。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 46年に保育所もできましたし、西保育所も49年ですか、西庄内保育所も。だから、あんまり新しいとはいえませんが、それで新しくないけど、それでもお母さんたちはやはり公立が運営するということは、そこに安心感とか、どういうんですか、民間も今非常に質が高くなって、いい保育をしてくれていると思うんですが、そこにお母さんたちが非常に愛着を持ってるわけです。1億円なりの効果が生まれるからということで、なかなか踏ん切りがお母さんたちもつかないと思うんですが、一番お母さんたちが今心配してるのは、その将来を半分はお母さんたちに預けられたような形になってるのに、なんでそう急がなきゃならないのかというのが、一番今お母さんたちが心配してるそこだと思うんです。

それで、3回の今までの話の中で、今市長が盛んに保護者の気持ちを大事にしたいということでごっしゃってありますが、なかなかそこまでいかなかったんで、そのような不安が起こってきたので

はないかなと、私は思います。

そして、そのような話を進める一方で、気がつかなかった私の方もちょっと悪いんですが、11月に挟間町内の幼稚園が2年保育となりました。で、2年保育となるということは、4歳児が幼稚園の方に移行するわけですが、そうなるそれはたとえ文科省と厚生省の区別があっても、整合性がないというわけじゃないんですが、その辺のところはどういうふうな見解を出して、また私ども委員会にも、再三私も2年保育をしてほしいと、で、今回そうなったもの大変ありがたいんですが、余り連絡もなくそういうふうに募集に載っておりましたので、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

議長（三重野精二君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 幼稚園の2年保育につきましては、議会答弁では物理的な要件が緩和すれば行うという答弁をしております。その中で、来年度実施に向け、この1年検討してきた結果、今回でも補正に上げさせていただいておりますように、由布川幼稚園を除く、物理的にちょっとまだ由布川はできませんが、挟間保育園につきましては、プレハブ倉庫をつくれれば一つの教室ができるという調査の結果になりましたので、12月議会でプレハブ倉庫と、それと机等の予算を上げさせていただいております。

その詳細につきましては、文教厚生委員会で詳しくしたいと、そういう子育て支援の選択肢を広げるという意味で、教育委員会としても2年保育ということで、来年度から踏み切るということであります。

以上であります。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） なんかその辺があんまりぴんと来ないんですが、2年保育が済めば、その保育所はどうにかなるとか、私勘ぐるわけじゃないんですが、4才を幼稚園に上げれば、保育所はゼロ才から3才までを対象として考えればいいことになります。そうすると、また運営面で支障ができて、もう、じゃあ、民営化にいくんじゃないかとか、そういう幼稚園教育から保育所の一体感がないんです。その一体感がない中で、じゃあ、何を重点として保育所を民営化したりとか、2年保育にするのかという、そういう確たる子育て支援に対する方針がないのかなと思います。

先ほど高橋議員、それから藤柴議員もそういったところ、財政から教育問題についていろんなことを言いましたが、その流れが一貫してないので、なんかあちら立てればこちら立たずで、そんな感じでやっぱり運営が行政のもとでなされているのではないのかなと思うのは、一番今気がかりになります。

それとまず最初に、なんで3,000円を3,500円に今回上げたんですか。それも合併では

上げないで3,000円にそろえていこうとしながら、500円上げたわけですけど、どさくさに紛れて500円上げたとしか考えられないんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（三重野精二君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 授業料の視点の通告書になかったものですから、全県下の資料をまだ持ち合わせておりませんが、田中議員は文教厚生委員でございますので、その授業料の値上げにつきましては、その委員会で、当委員会で御説明申し上げたいと思います。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） その辺もまた文教だけでなんとかというのもおかしいと思うんです。せっかく11月8日に保育所の説明があったときに、2年保育に向けてもこういうふうになってますということの報告はあってしかるべきではないかなと思います。やはりそういうのが後手後手になるからいろんな問題が起こってくるのではないかと感じております。

で、もう一つは、こういった資金に対して、財源に対して私少し自主努力が足りないのではないかなと思います。これは怒られるかもしれませんが、今給料カットやら、残業手当、それから出張手当とかいろんなところで削減をしてもらっておりますが、ただ財源不足を地方交付税のせいとか、少子高齢化のせいとか、そういうものによって、まだ依存体質が残っているというふうにしかならないんです。

そのためには、再三話も上がるように企業誘致するとか、それから、もう少し特別会計を見直すとか、そんなところをもう少し努力をして、子育てにはやはりお金をかけると、これが由布市として一番大事なことでないかなと思いますが、そういうところがないのに、なんで負担の大きいところを民間に移さなければならないのかと、それで問題が片づくのかなというふうに思います。その辺についてどう思いますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 当初合併してから、行財政改革の中でやっぱり民間でやれることについては民間でやっていただいた方が、市のスリム化、財政再建には一番いいのではないかと、そういう意見がほとんどでありました。そういう中で、保育所の民営化も、あるいはいろんな公の施設の指定管理も、そういうことの一貫した関連の中で、今回こういう保育所の民営化になったわけで、これから先にあとは老人ホームだとか、小松寮だとか、そういう民間がちゃんとやれる、そういうものについては、民間でやってもらった方がいいという、私は思いを持っております。子育てをないがしろにするとか、お年寄りをないがしろにするとか、知的障害者をないがしろにするとかということではなくて、やっぱり民間のサービスを十分に生かして、そこで元気を出してもらった方がいいと考えておりますし、その民間が公よりも劣るとか、そういうだめな民間であるということで、そういうのに追いやるのかということであれば、これは市としても十分考え

なくちゃいけないと思いますけれども、市内の民間の業者の方も、公立の市がやってる分についても、私は全く遜色がないというふうに考えておりますので、こういう提案をさしていただいているわけであります。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 合併によって官から民へ、それから、私たち民間も自主努力をし、自立をしなければならないということは非常にわかっておりますが、簡単に民から民、だから民ができるからいい、それには非常に難しい選択もいると思いますけど、ゼロ才から5才、乳幼児を預かってるそういった施設というのは、親御さんにとって見れば非常に大事な部分であって、それを1年半かけて民営化の方向に向かっていくというのはわかるんですが、そういったことではできない部分がある。その部分は絶対に守らなきゃならないという気持ちはありますが、反対に。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 民間でできない部分と、それを公立が守らねばならない部分があるんだろうということですか、そういうことかな。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）私は、そのことについて、私は民間と、それから行政とほぼもう遜色がないというふうに認識しておるんです。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） この違いはいつまでたっても平行線かもしれません。ということやはり男と女の違い、ここでそういうことを言ったら悪いんですけど、やはりその辺はちょっと違うかなと思うんです。やっぱりお母さんたちは、毎日毎日朝預けて、それから迎えにいったとかということがありますが、それとお母さん方自身も今なぜ公立を残してほしいか、それは自分の意志で今公立に預けているわけです。民間は営利、少し利益を追求しなきゃならないので、人数も多くなるし、いろんな面で自分の性格、その他と合わない部分もある。だから、保育所は子どももだし、お母さんたちもそこで交じ合う。そういったことができないと悪いと思うんです。それとか、障害者についてもお母さんたちは公立ならばきちっと受けとめてくれるかもしれないとかいう、そういった不安を多く抱えているわけですから、この点については、やはりある程度ガイドラインに乗るまでは、何回か協議を重ねていてもらいたいんです。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ただやみくもにやるぞというのではなくて、本当にそういう意味で保護者の皆さんの理解を得ないといけないというふうに私も思ってます。

それで、半年では短兵急過ぎると、1年かけてガイドラインももちろん皆さんと、保護者と一緒につくって行って、保護者の要望を十分入れながら、新たなその取り組みをしていきたいという方針であります。市がやるとおりこのままやるよということではなくて、皆さん方の不安があ

れば、その不安を全部解消しながら、新しいガイドラインをつくって、そしてそのもとでいきますよという説明もしてあります。

ですから、一方的にはなくて、今の公立が行っているサービスと変わらないように、またそれ以上のことがしていただけるようなガイドラインをつくっていきたいというふうに考えております。今のサービスから絶対に下がるということのないような取り組みをしていく決意であります。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） やはり公立と民間で微妙な差があると思うんです。その差です、その差をどう埋めてくれるかなということだと思っておりますが、さっき市長の説明の中に、その都度説明して理解、説明をしてお話をしてというお答えももらったんですけど、それは十分にできると今思いますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 御理解は十分にいただいているとは、今の状況の中では、部署によって違いますけれども、全員が完全理解というのは不可能だというふうに考えております。

その中で、そういう御理解をいただかない方にも、十分説明をして納得してもらおう努力はしていきたいと思っておりますし、そのための1年8カ月であるというふうに考えております。これ2年8カ月かけても3年8カ月かけても同じことだと思います。市として十分なサービスをできるような取り組みをするということは確約をしておりますので、その1年半の中でやっていきたいというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今後の計画の中で、あれではガイドラインに乗せるのが早すぎたような気がしますので、今からガイドラインに乗せていくと思っておりますけど、それまでに何回か保護者との説明もすると思っておりますけど、やはり情報は共有して、その中でどういう状態にしていくなか、だからそれはお母さんたちがある程度納得するまでは、接点を持っていただきたい。でないと、その不安を残したまま民営化して、あとでこういうことになったというふうにはしてほしくないというふうに思います。

それと、将来、先ほどから税収も言っていましたけど、やはり若い夫婦に住んでもらおうと思えば、いかに子育てしやすいまちかということが、十分必要な要件の中に入ってくると思っております。そういうところをすることによって、挾間町に住もうか、庄内に住もうか、湯布院に住もうかということになってくると思うので、やはり魅力あるまちづくり、そういうことも行財政改革の中にちゃんとうたっておきながら、それが守られていかないということに少し不満を感じております。

で、市長も教育者であったわけなんですけど、将来これからもいろんな問題がありますけど、その辺について、子育ての充実、そういったところに子育て環境の充実というところについて、今後はどういうふうにしていこうとお考えか、方針なり、何かありますか。もう今のままの状態ですら十分ではないかと考えておりますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この問題は大変奥も深いし、一言で言えるという問題ではないと思います。

ただ、最初の御質問でありました不安を解消することについては、これからも十分話し合いをし、お互いに胸襟を開いて話し合う中で、保護者の皆さんの不満を受けとめてガイドラインをつくっていく。行政が勝手にガイドラインをつくって、これでいきますよということではなくて、保護者の皆さんもガイドラインの作成委員の中に入っていただいて、そしてこういうものをしてほしいという、そういう意見を最大限反映させるということですから、それで保護者の皆さんに納得していただきたいと思います。

ただ、これからの教育ということにつきましては、できるだけ保護者の皆さんが、保育所にも通わせ保育ができるようにということで、保育料につきましても、大分県下では最低レベルの保育料をしておりますし、先ほど幼稚園の授業料も大分市が6,100円を取る、6,000円を取っている状況の中で、由布市は県下で最低の3,000円しか取ってないと、そういう状況の中で経済的にはそういう支援をしているわけですが、なかなか目立たないわけです。できるだけ、そういう保護者の負担も軽減していくように、そういう面で今市としては頑張っているつもりであります。

そういうことで、この民営化につきましては、最大限保護者の意見を取り入れて、そして今までどおりと同じような保育ができることを納得してもらうように説明をしていきたいし、保護者の皆さんからの意見も尊重していきたいというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 一番安い保育料で頑張ってるということですけど、多少そこに無理があるのであれば、またそこは保護者と話し合いをして、保護者の方にも少しご加勢願うのもいいのではないかなという気がしないでもありませんが、今のところ今の現状で、なるべく親御さんの負担を軽くしながら、充実した保育をお願いしたいと思います。

で、その保育をする中で、幼稚園も2年保育になり、ゼロ才から3才までの保育所の形でよくなるのであれば、再三言っております幼保一元化、それと認定子ども園ですね、そのことについても、今回こういう話にいくまでに十分な体制がとれないかということはお話なされたんでしょうか。

議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 幼保一元化のことだと思うんですが、幼保一元化につきましては、18年度よりその制度ができあがりました。で、県下でも私が知っている限りでは2園ほどやっているというようなことを聞いておりますが、なかなか内容と申しますか、受ける方がなかなか厳しい、制度が余りよく確立されていないということで、なかなかこれが広まらないのが現状であります。

これどういうことかといいますと、保護者が働いていれば保育園です、働いていなければ幼稚園、ただ年齢的な制限がございますけども、保育園についてはゼロ才児より1日8時間ということがございます。幼稚園は4才、5才児が対象で、なおかつ4時間程度の保育しかできない。で、これのいいところ取りと申しますか、いきたい人はだれでも来てもいいよというような、2つ合わせたものが認定子ども園ということがございます。

先ほど言いましたように、まだ制度上の がまだあんまり確立、財源も含めて確立されてないんで、今のところまだ広がっていない。由布市といたしましても民営化、それと幼稚園などの統廃合など、そういうものができないと、これになかなか踏み込めないのかなというのが現状ではないかと思っております。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 格差をなくすためには、保育に欠ける子欠けない子、それぞれが利用できるこの認定子ども園、これをやはり今後必要となると思うんです。だからやっぱりもう少し検討して生かせないか、それから、挟間の場合に限っては、幼稚園と保育所がもちろん隣にありますので、もう少し充実すればその環境が整うのではないかと、そういうことをもう少し検討されて、お母さんたちにもそういうところからでも話していく、お母さんたちも心配ないように子供を預けたいので、その辺は今後の大きな検討課題になるのではないかなと思っております。

あとは、管轄が文科省と厚生省で分かれているからといえばそうなんですけども、由布市の中でも教育委員会がしてることと、福祉対策課がしてること、そういったことを関連があると思っただらお話をなさらないんでしょうか。いろんな意味でも再三横の連絡をとってないようなことが、今回の議会でも上がってきておりますが、執行部、それから、教育委員会、福祉課、そういったところでの話し合いはなされてないんでしょうか。

議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 今回、放課後児童クラブと教育委員会の児童健全ですか、その件については会議を持っております。児童のところは、ちょっと事業名わかりませんが、済みません。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今放課後児童クラブもできましたけど、4歳児を今度幼稚園に預けると、昨年から放課後プランとか、児童保育放課後クラブですか、そういったところとも人数が減ったりふえたりして、今例えば幼稚園ももう時間延長して保育したりしてますので、その辺でなんか戸惑うんじゃないかなというようなこともあるんですけど、それはもうないんですか。今まで4才は保育所に行っていた子が、今度幼稚園の方に行きます 行ったとしますと、幼稚園で6時まで預けられますよね、そうすると今まで放課後預けていたその児童クラブとかにやらなくてもいいということになるんですか。あれは小学生が児童クラブですか、あと幼稚園とか、それは今のところないんですか。関係なくなりますか。（発言する者あり）だから、一貫した流れの中で、やはりこういうのは大事なことはやはり検討していただきたいと思っております。

で、今回のことは、先ほどから市長等が言っておりますけど、私もなかなか心理的な面が入ってきますので、解決はなかなか見いだせないと思いますが、最後にこの民営化について、きょうも保護者が来てこのことは聞いてると思います。で、市長の方からは、その保護者の気持ちを十分に受け入れて協議の場を設けたいということでしたので、安心はしておりますが、お母さんたち4月に預けて9月にこのような民営化の話があるとも思ってもいなかったと思います。また、10、11月にも公立保育所に預けた保護者の方もおります。そういった保護者から見れば、やはりこれは急なことであって、初めての経験でもあって、今また戸惑いと不安も覚えていると思います。で、その将来の保育所の姿を預けられておりますので、どうしたらよいか悩んでいると思います。で、その悩みを持たせたまま民営化に進むことはできないと思いますので、由布市としては真の住民の声を聞いて、ともに考え、ともに歩いていくということがうたわれておりますので、やはり納得のいく協議をしてもらいたいと思います。で、納得して、同じテーブルに乗れたら、それから、ガイドラインをし、どういった形の保育所がいいのか、それをお母さんたちと話し合ってもらいたいと思います。で、今彼女たちは今ある程度少し失望も感じているようですので、やはりその失望を感じさせないように行政が引っ張っていく、これが一番いい姿ではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。で、子供たちの将来がかかっておりますので、できるだけよい方向で進めてほしいなと思っております。

以上のことをお願いして、民営化については質問を終わります。

それから、ごみの件ですが、ごみの件は月2回になったということなので、ちょっと安心しております。

それから、新聞に意外と資源プラがなくなったら、可燃ごみの燃え方が悪いということなので、これは意外な落とし穴があったなと思っております。ただし不燃のごみを燃やせるようになったので、可燃ごみがふえたというのはなんかみょうちくりんな感じがして余りいい状態ではないの

ではないかなと思っております。

それから、こういったペーパーについては、古紙で回収してくださるということは、いいことではないかなと思いました。

あと可燃ごみについて、燃えない原因の一つにやはり生ごみのことがあると思いますので、生ごみはちゃんと絞るとか、できれば循環型の方に回して生ごみを生かしていただければいいのではないかなと思っておりますが、これも今後の検討課題だと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、それと不法投棄の現状を聞きましたが、徐々には減りつつありますけど、高崎辺とか案内していただきましたけど、けっこう不法投棄の場所があって、意外と業者が捨ててるような感じがいたします。

それで、今環境保全条例とかいうのがありますが、あれも見直そうといいながら、会議の中では何回も出ております。ということは、建築物の汚染対策と、自然環境ですね、そういった部分の条例はおのずから違ってくるのではないかなと思うんですが、その辺についてなにか検討はされてないと思いますが、今後検討の考えはございますか。

議長（三重野精二君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 環境課長です。田中議員の質問にお答えをいたします。

ただいま由布市には、3町それぞれに環境保全条例、潤いのある町づくり条例ありまして、今度10月に都市景観室ができて、そこで景観条例もつくろうというふうに今努力をしているところでございます。

で、環境課では、環境基本条例の案は一応もうつくり上げております。あと開発指導要綱等がきちっと整った段階で、皆様の方に御提案をしたいというふうに思っているところでございます。

それとあわせて、環境基本計画も今徐々につくってる最中でございます。

また、監視員や温暖化地域協議会の皆さんの御意見を拝聴しながらまとめてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今から教育と環境、福祉、高齢者の問題は、今から大切な問題になってくると思います。また、特に環境につきましても、先般渕野議員も申されましたように温暖化防止条例、それから今の環境基本条例、その他余り条例がたくさんあるのもあれなんです、整合性をとってきちとしたものをつくっていただきたいなと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 以上で、16番、田中真理子さんの一般質問を終わります。

議長（三重野精二君） これで本日の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議は、明日 11 日、午前 10 時より本日に引き続き一般質問を行います。

また、12 日の議案質疑における発言通告書の提出締め切りは、明日 11 日正午までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 4 時 08 分散会